

山形村障がい者福祉プラン

山形村障害者計画

<令和6(2024)年度～令和11(2029)年度>

第7期山形村障害福祉計画・第3期山形村障害児福祉計画

<令和6(2024)年度～令和8(2026)年度>

令和6年3月
山形村

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 推進体制と計画の点検・評価.....	3
第2節 山形村の人口と障がい者の現状	4
1. 山形村の人口	4
2. 山形村の障がい者の現状.....	5
第3節 現行計画の成果と課題の整理	7
1. 評価手法について	7
2. 障害者計画の現状と課題について.....	9
第4節 本計画の理念と目標	20
1. 基本理念 ～「ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」～.....	20
2. 基本目標	20
3. 施策の体系	21
第2章 基本目標を達成するための各施策	22
基本施策1 共に生きる	22
施策1 障がいを持つ人への理解促進.....	23
施策2 ハードと情報のバリアフリーの推進.....	24
基本施策2 暮らしを支える	25
施策1 地域で支える体制整備の推進.....	26
施策2 相談支援の充実.....	27
施策3 福祉サービスの利用の促進.....	28
施策4 家族介助者への支援.....	29
施策5 安心・安全な暮らしの支援.....	30
基本施策3 居場所と出番がある	32
施策1 多様な就労支援.....	33
施策2 社会参加の促進.....	34
基本施策4 育ちを支える	35
施策1 療育の充実.....	36
施策2 教育の充実.....	37

第3章 第7期山形村障害福祉計画及び第3期山形村障害児福祉計画.....38

第1節 障害（児）福祉計画の基本的な考え方	38
1. 障害（児）福祉計画の目的と概要.....	38
2. 国の基本方針の改正点.....	38
3. 国が示す障害（児）福祉計画の成果目標.....	39
第2節 障害（児）福祉計画の成果目標	40
目標1 施設入所者の地域生活への移行.....	40
目標2 地域生活支援の充実.....	41
目標3 福祉施設から一般就労への移行等.....	42
目標4 相談支援体制の充実・強化.....	43
目標5 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	44
目標6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	45
目標7 障がい児支援の提供体制の整備等.....	46
第3節 サービス量の見込量と確保の方策	47
1. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの体系.....	47
2. 地域生活支援事業	56

資料編 61

1. 用語解説	61
2. 障がい福祉サービスの内容.....	64
3. 山形村障害者計画等策定委員会設置要綱.....	67
4. 山形村障害者計画等策定委員会名簿.....	68
5. 計画策定経過	68

※本文中に「*」が付記されている表現は、巻末の資料編「用語解説」（P. 61～63）をご参照ください。

「障害」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障がいのある人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することを原則とします。

《表記ルール》

- ・「障害」という用語が主に人の状態を表す場合は、「障がい」と表記
- ・以下において「障害」の表記が用いられる場合は、それに従う
 - 法令等の名称や用語
 - 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）の表記
 - 機関・団体の名称等の固有名詞

第1章 総論

第1節 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

■わが国の動向

わが国の障がい福祉施策においては、これまで、障がいのある方の基本的人権や個人の尊厳にふさわしい社会生活を送ることができるよう必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「*障害者総合支援法」）、「*障害者差別解消法」等の法律や制度が整備されてきました。

近年では、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」）や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が新たに施行され、時代変化に合わせたバリアフリー化が一層推進されるとともに、*障害者差別解消法等の改正により、*合理的配慮の提供、地域生活や就労の支援強化が進められています。

	国の主な動向
平成 18 年4月	「*障害者自立支援法」の施行
平成 18 年12月	「バリアフリー新法」の施行
平成 18 年12月	「教育基本法」の全部改正
平成 19 年9月	「障害者の権利に関する条約」への署名
平成 23 年8月	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行
平成 24 年10月	「障害者虐待防止法」の施行
平成 25 年4月	「*障害者総合支援法」の施行(一部は平成 26 年4月施行)
平成 25 年4月	「*障害者優先調達推進法」の施行
平成 26 年1月	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成 28 年4月	「*障害者差別解消法」の施行
平成 30 年4月	「改正障害者総合支援法」の一部施行 ※「自立生活援助」「就労定着支援」創設
平成 30 年4月	「改正児童福祉法」の一部施行
令和元年6月	「読書バリアフリー法」の施行
令和3年7月	東京オリンピック・パラリンピックの開催
令和4年5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」公布・施行
令和6年4月	「改正障害者差別解消法」の施行 ※事業者による*合理的配慮の提供の義務化
令和6年4月	「改正児童福祉法」の施行 ※障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化
令和6年4月	「障害者総合支援法等一部改正法」公布 ※地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援

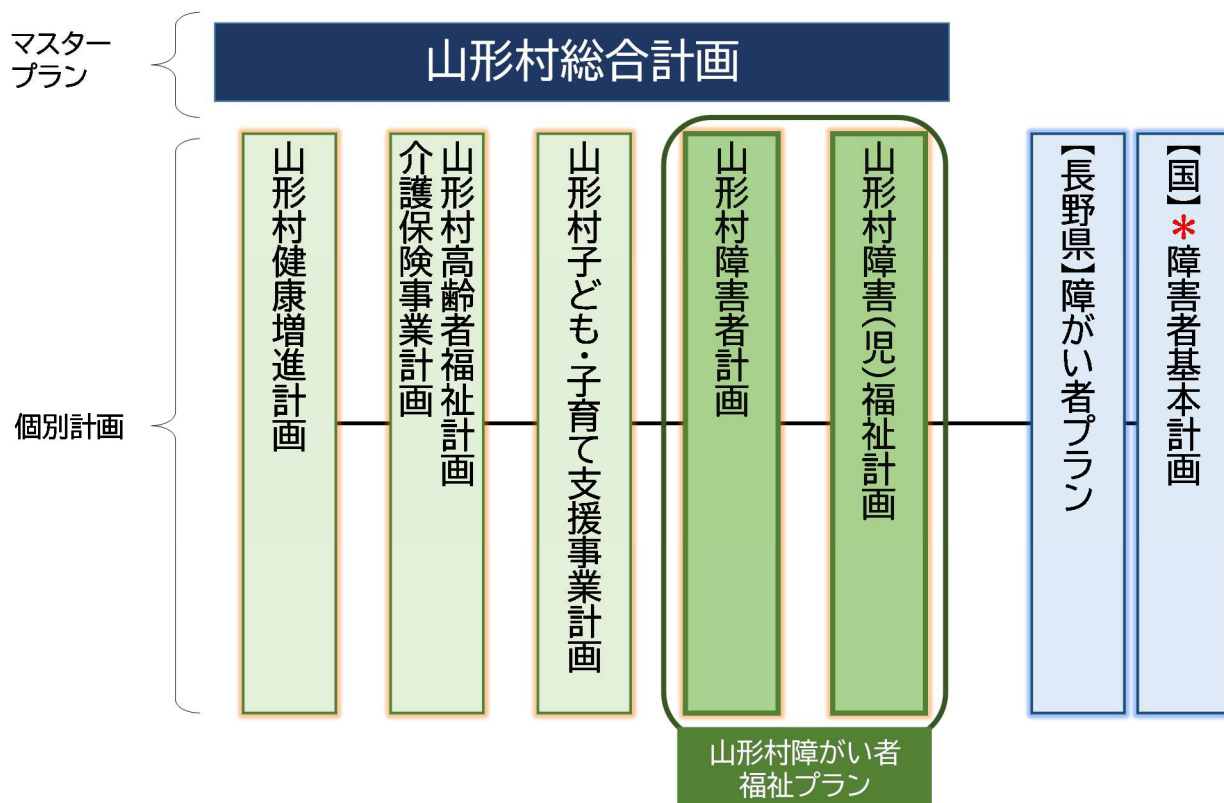
■山形村の動向

山形村では、平成 10（1998）年度に障がい福祉施策の方向性を定める「障害者計画」を初めて策定しました。その後、平成 18（2006）年度の*障害者自立支援法の制定を踏まえ、「障害者計画」に加え、具体的な数値目標やサービス見込量を定める「障害福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

以来、「障害者計画」は計画期間 6 年、「障害福祉計画」は 3 年ごとに見直しを図り、今回、令和 6（2024）年度からの新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、村の障がい福祉施策の基本的な方向性を定めるものです。国や県の施策の動向を踏まえるとともに、本村の上位計画である山形村総合計画との整合性を保ち、他の関連する個別計画と連携しながら効率的かつ効果的に施策を推進します。



3. 計画の期間

障害者計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢、制度改正等により必要に応じて見直すものとします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	現行計画						今回計画					
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期				
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期				

4. 推進体制と計画の点検・評価

保健福祉課を中心に庁内の関係部署との連携を図るほか、長野県や松本障害保健福祉圏域内で歩調を合わせながら、* 自立支援協議会、事業者や関係団体等との協力体制のもと、施策を推進していきます。

計画の実効性を確保する観点から、3年ごとに、制度と数値目標等の進捗状況を分析・評価します。また、計画達成に向けた課題等について、障がい者や関係団体等の意見を聞きながら、適切に対応します。

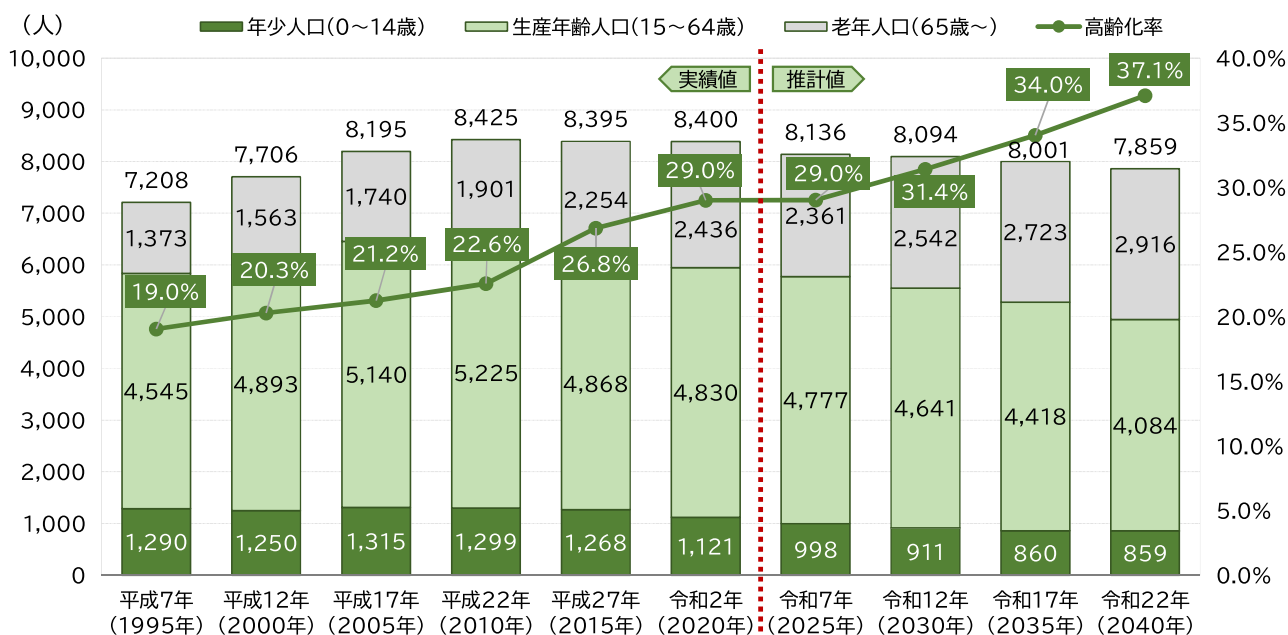
第2節 山形村の人口と障がい者の現状

1. 山形村の人口

(1) 人口と高齢化率の推移

本村の人口は、令和2（2020）年に若干の増加がありました。一方、老年人口は増加の一途をたどっており、令和22（2040）年には2,916人、高齢化率が37.1%になる見込です。生産年齢人口、年少人口はそれぞれ平成22（2010）年、平成17（2005）年をピークに減少を続け、今後も減少の一途をたどる見込です。

図表1 総人口、年齢3区分人口及び高齢化率の推移



出典：平成7年～令和2年 総務省「国勢調査」
 令和7年～令和22年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 (令和5（2023）年推計)

(2) 世帯の推移

世帯数は年々増加を続けていますが、一方で1世帯あたりの人口は年々減少し、核家族化が進行しています。

図表2 世帯数、1世帯あたりの人口の推移

	平成7年度 1995年度	平成12年度 2000年度	平成17年度 2005年度	平成22年度 2010年度	平成27年度 2015年度	令和2年度 2020年度
世帯数	1,878	2,127	2,411	2,601	2,725	3,009
1世帯あたりの人口(人)	3.84	3.62	3.40	3.24	3.08	2.79

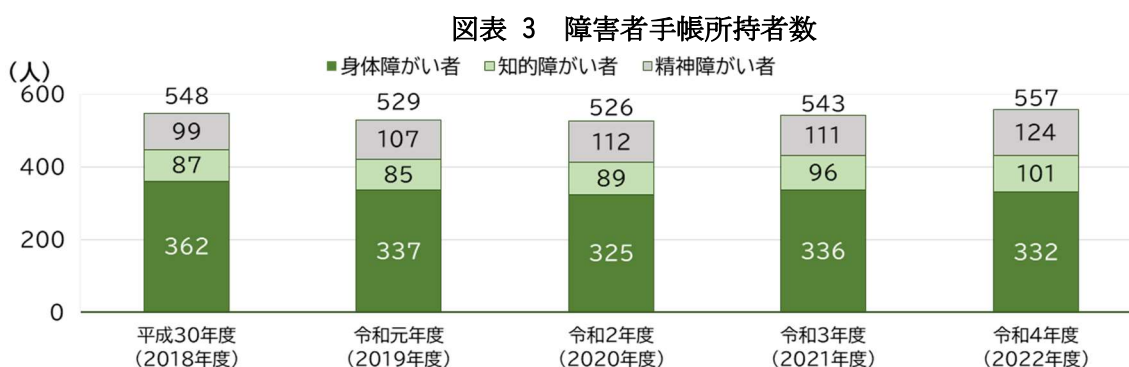
出典：総務省「国勢調査」

2. 山形村の障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移

令和4（2022）年度末時点の障害者手帳所持者数は557人（※手帳ごとにカウント）で、令和2（2020）年以降やや増加しています。身体障がい者は令和2（2020）年まで減少傾向にあったものの、以降は概ね横ばいとなっています。知的障がい者、精神障がい者は長く増加傾向にあり、特に精神障がい者は平成30（2018）年と比べると1.25倍になっています。

※ 本項の障がい者・障がい児の人数は、当該年度の3月31日時点での数値を示しています



出典：山形村保健福祉課

(2) 身体障がい者数の推移

令和4（2022）年度末時点で、等級別にみると1級が最も多く85人、次いで4級が77人となっています。過去5年の推移をみると減少しましたが、近年は横ばいとなっています。障がい種別にみると、肢体不自由障害が178人、内部障害が116人となっています。

図表 4 身体障がい者数の内訳

単位：人

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
1級	95	88	92	90	85
2級	58	51	48	49	49
3級	85	76	69	73	73
4級	76	76	73	80	77
5級	32	30	29	31	32
6級	16	16	14	13	16
視覚障害	12	12	12	15	12
聴覚・平衡機能等障害	22	21	21	21	23
音声・言語等障害	3	3	3	3	3
内部障害	118	107	109	115	116
肢体不自由障害	207	194	180	182	178
18歳未満	12	12	11	10	8
18-64歳	87	74	71	77	73
65歳以上	263	251	243	249	251
総数	362	337	325	336	332

出典：山形村保健福祉課

本計画では、身体障害者手帳所持者を「身体障がい者」、知的障害者手帳所持者を「知的障がい者」、精神障害者手帳所持者を「精神障がい者」と表記する

(3) 知的障がい者の推移

令和4（2022）年度末時点で、等級別にみるとB2が最も多く46人で、B2のみ増加傾向にあります。年齢別にみると、65歳未満は増加傾向にあり、65歳以上は横ばいです。

図表 5 知的障がい者数の内訳

単位：人

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
A1(重度)	26	27	26	28	28
A2(中度)	4	4	4	3	4
B1(中度)	22	19	20	21	23
B2(軽度)	35	35	39	44	46
18歳未満	16	17	21	20	23
18-64歳	63	62	61	69	71
65歳以上	8	6	7	7	7
総数	87	85	89	96	101

出典：山形村保健福祉課

(4) 精神障がい者の推移

令和4（2022）年度末時点で、等級別にみると2級が最も多く67人、次いで1級が43人です。過去5年の推移をみると、3級は微減し、1級と2級は増加傾向にあります。年齢別にみると、18-64歳は増加傾向にあり、他は概ね横ばいです。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数も同様に増加傾向にあります。

図表 6 精神障がい者数の内訳

単位：人

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
1級	34	37	40	38	43
2級	46	50	55	58	67
3級	19	20	17	15	14
18歳未満	11	13	14	13	15
18-64歳	73	80	83	82	91
65歳以上	15	14	15	16	18
総数	99	107	112	111	124

出典：山形村保健福祉課

図表 7 自立支援医療（精神通院）受給者証 所持者数

単位：人

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
総数	161	165	158	173	179

出典：山形村保健福祉課

第3節 現行計画の成果と課題の整理

1. 評価手法について

(1) 現行計画の振り返り

本節では、障害者計画（平成30～令和5年度）の基本施策ごとに、成果目標と内部評価、アンケート結果を確認し、現状と課題を整理します。

(2) 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査

以下で示すアンケート結果の概要は以下の通りです。

ア. 実施方法

調査対象者	山形市内のすべての障害者手帳所持者
調査方法	質問紙法（郵送による配布）
調査期間	令和5年8月22日（火）～令和5年9月11日（月）
配布数	524件
調査票記入者	封筒の宛名の「本人」（障がいのある方）もしくは「本人の家族」、「家族以外の介助者」へ記入を依頼
有効回収数	250件（有効回収率47.7%）

※小数第二位を四捨五入しているため、単一回答の合計値が100%にならない場合があります

イ. 配布対象者の主な障がい種別と年齢

障がい種別	送付数（件）		
	20歳未満	20～64歳	65歳以上
身体障がい	11	72	240
知的障がい	20	53	2
精神障がい	16	94	16
合計	47	219	258

ウ. 回答者の属性（障がいの重複あり）

障がい種別	回答者の属性		
	20歳未満	20～64歳	65歳以上
身体障がい	6	36	128
知的障がい	6	37	3
精神障がい	2	32	9
合計	14	105	140

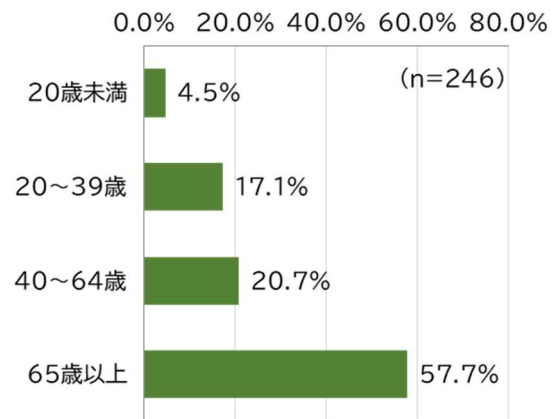
エ. 回答者の属性について

回答者の年代をみると、手帳所持者の比率と同様に65歳以上が全体の約6割を占めています（図表8）。

年代と性別をみると、20歳未満で男性が多く、20歳以上では概ね男女比は半々となっています（図表9）。年代と障がい種別をみると、20歳未満では身体障がい者と知的障がい者がそれぞれ4割以上を占め、精神障がい者よりも高い比率となっています。65歳以上では約9割が身体障がい者となっています（図表10）。

また、65歳以上の介護保険認定の状況をみると、約4割が認定を受けています（図表11）。

図表 8 回答者の年齢構成

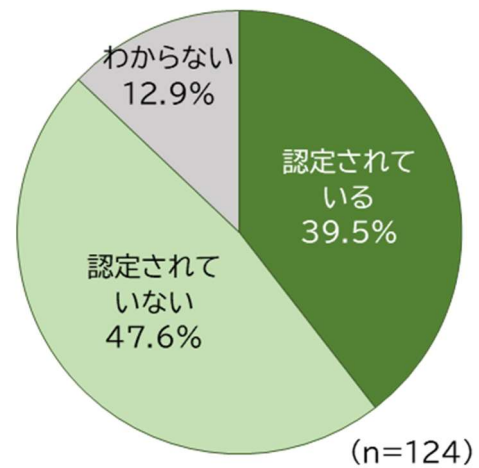


出典：障害者手帳所持者アンケート調査

図表 9 回答者の年代×性別

年代	男	女	その他
20歳未満(n=11)	63.6%	36.4%	0.0%
20~39歳(n=42)	50.0%	45.2%	4.8%
40~64歳(n=51)	47.1%	52.9%	0.0%
65歳以上(n=141)	46.8%	53.2%	0.0%

図表 11 65歳以上の要支援・要介護認定状況



図表 10 回答者の年代×障がい種別

年代	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
20歳未満(n=14)	42.9%	42.9%	14.3%
20~39歳(n=47)	19.1%	46.8%	34.0%
40~64歳(n=58)	46.6%	25.9%	27.6%
65歳以上(n=134)	95.5%	2.2%	2.2%

出典：障害者手帳所持者アンケート調査

2. 障害者計画の現状と課題について

基本施策1 多様性を認め合う

施策1 障がいを持つ人への理解促進

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がいを持つ人への周囲の理解の促進を図りました。

- ・ パンフレットの配布や障害者週間の広報を通じ、住民への周知を行った
- ・ 障がい児への理解を深めるため、住民を対象に松本圏域でシンポジウムや講演会を開催した
- ・ 住民が聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する機会を増やすため、手話教室を開催した
- ・ 小学校に副学籍制度を導入し、障がいを持たない児童との交流の機会を増加させた

(2) 成果と課題

<成果>

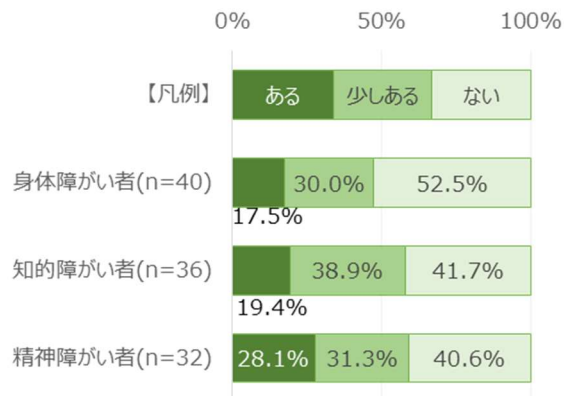
成果指標の推移をみると、「差別や嫌な思い」をした経験がある人は減少しています。村から住民への情報の周知や啓発、早期から障がい者と交流する機会の創出に加えて、SDGsの浸透の効果もあると考えられます。

成果目標	基準値 H29 (2017)	目標値 R5 (2023)	結果 R5 (2023)
障がいによる差別や嫌な思いをした経験「ある」の割合 (障害者手帳所持者アンケート調査 65歳未満)	34.3%	減少	21.3%

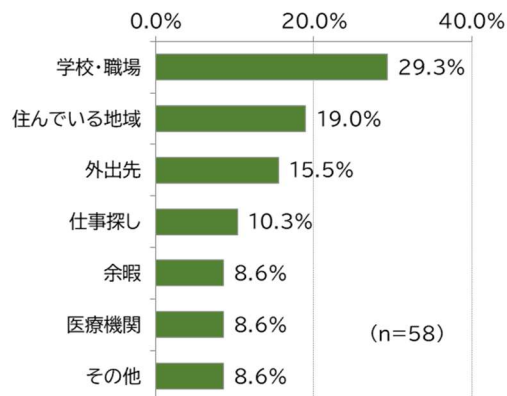
<課題>

「差別や嫌な思い」をした経験は、知的障がい者、精神障がい者の半数以上が「ある」「少しある」と回答しています(図表12)。身体障がい者に対する住民の理解は比較的進んでいますが、精神障がい、知的障がい、*発達障がい、*高次脳機能障がい等への理解はまだ十分とは言えない状況があると考えられます。また、「差別や嫌な思い」をした場所としては、「学校・職場」「住んでいる地域」の比率が高くなっており、さらなる啓発が必要です(図表13)。

図表12 障がい種別 差別や嫌な思いをした経験 (65歳未満)



図表13 差別や嫌な思いをした場所 (65歳未満)



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策2 バリアフリーの地域づくり

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進しました。

- ・ ハード面でのバリアフリー化
 - トイレの改修工事を実施した
 - 個人住宅の改良工事の補助金の助成等を実施した
- ・ 情報のバリアフリー化
 - 軽度・中等度の難聴児への補聴器導購入の助成事業を創設した
 - 遠隔手話通訳システムを導入した

(2) 成果と課題

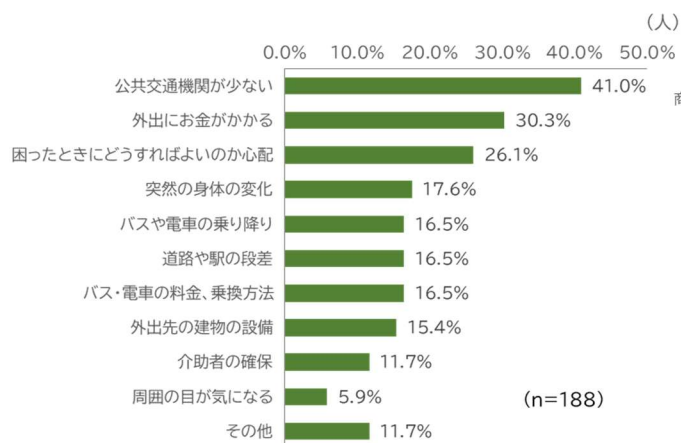
<成果>

公共施設のバリアフリー化は計画通り進んでいます。また、補聴器・手話通訳システムの導入により、情報格差を是正するための環境整備を進めました。

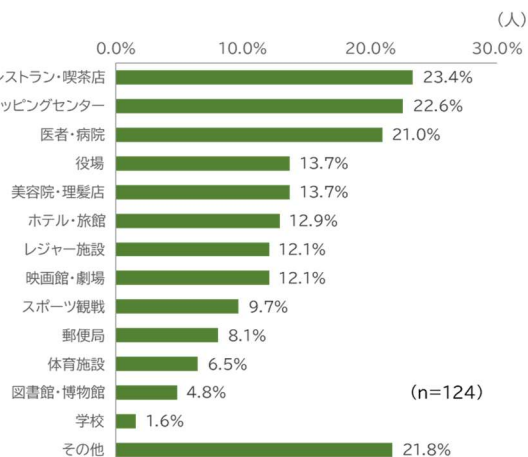
<課題>

住宅のバリアフリー化については、申請件数が少なく、障がい者の高齢化が進む中でニーズの掘り起こしが必要です。また、外出時の困りごととして「公共交通機関が少ない」ことが最も多くなっており（図表 14）、移動において制約が大きいことが課題と言えます。公共交通や福祉輸送等の移送手段の充実が求められます。

図表 14 外出について困ること



図表 15 行きたいが行きにくい場所



その他の内容
バスの料金が安い
広丘線のバス 両替えができない
バス停まで遠い。バス代が高い。
車イス用駐車場が少ない
1人での外出に自信がない
騒がしい所が苦手
子供の泣き声が聞こえた時
長距離を歩けない
外に出たがらない
感染リスクを考え制限されている。

その他、行きたいが行きにくい場所
海外
県外
プール、レジャーなど
リハビリ施設
自宅で家族と食事

出典：障害者手帳所持者アンケート調査

基本施策2 多様な暮らしを地域で支える

施策1 地域で支える体制の推進

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい者が安心して地域で生活できる基盤づくりを進めました。

- ・ 松本圏域において「一人暮らし体験事業」を開始した
- ・ 住民や民間企業の力を活用した支え合い体制整備の推進を目指し、高齢者サロンや重層的支援体制の検討を実施した
- ・ 心のケア対策の一環として、*自殺対策計画を策定した

(2) 成果と課題

<成果>

地域で自立して暮らす障がい者を増加させるため、「一人暮らし体験事業」を開始し、1名の利用実績がありました。また、精神障がい者に自殺や自傷行為・自殺未遂等が多いことから、*自殺対策計画を策定し、村役場全体での取組方針を定めました。

<課題>

村では、新型コロナウイルス感染症への対策と高齢者福祉の体制整備を優先したため、障がい者の支え合いの体制整備までには至らず、高齢者サロンへの接続や重層的支援体制の検討までの取組に留まりました。

村では、福祉施設や病院から地域への移行が進んでいませんが、現在、福祉施設や病院で暮らしている障がい者の一部は、将来、家族との暮らしや一人暮らし、グループホームでの暮らし等を希望しています(図表16)。こうした希望を叶えることのできる地域の受け入れ体制を構築していくことが必要です。

図表 16 現在の暮らしの状況と将来の希望

【障がい種別 現在の暮らしの状況】

	現在の暮らしについて					
	ひとり暮らし	家族と	グループホーム	福祉施設	病院に入院	その他
身体障がい者(n=166)	8%	83%	2%	3%	4%	1%
知的障がい者(n=44)	2%	59%	20%	16%	2%	0%
精神障がい者(n=40)	8%	88%	3%	3%	0%	0%

【うち、福祉施設入所者、病院入院者の将来の生活意向】

	将来どのように生活したいか				
	今のまま	グループホーム	家族と	ひとり暮らし	その他
身体障がい者(n=12)	58%	8%	33%	0%	0%
知的障がい者(n=8)	50%	0%	25%	13%	13%
精神障がい者(n=3)	33%	33%	0%	33%	0%

出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策2 相談支援の充実

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、*相談支援体制の充実に努めました。

- ・ 全職員が障がい（児）福祉や障がい特性を学ぶ研修に参加した
- ・ 多様な相談ニーズに応えるべく、生活就労支援センターまいさぼ、しおじり若者サポートステーション、松本圏域障がい者就業・生活支援センター、計画相談事業所、*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」との連携を推進した

(2) 成果と課題

<成果>

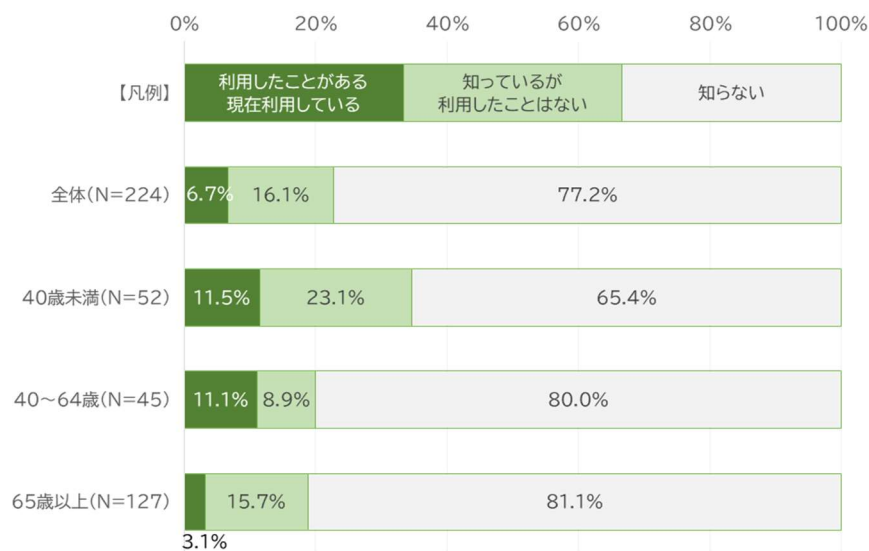
総合窓口である「いちいの里」の周知、関係部門間の連携、職員のスキルアップにより*相談支援体制の充実に努めることができました。また、広域の専門機関との連携より、多様な相談に対応できる体制を構築しました。

<課題>

本村の*相談支援体制は令和5（2023）年より変更がありました。松本圏域で運営されていた*自立支援協議会の分割に伴い、本村の相談先は、山形村・朝日村・塩尻市が共同で運営する*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」に一本化されました。今後も山形村・朝日村・塩尻市で連携して支援体制を充実させていくことが求められます。

なお、相談窓口の認知度をみると、高齢になるほど認知度が低くなっており、周知が必要です（図表17）。また、村役場の障がい者と障がい児の窓口が分かれているため、相談に対する対応がワンストップではなく、タイムラグが生じており、緊密な連携が求められます。

図表 17 年齢別 相談支援センター「ボイス」の認知度・利用経験



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策3 福祉サービスの利用の促進

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、福祉サービスの提供基盤の構築を進めました。

- ・ *地域生活支援事業として、移動支援・日中一時支援・日常生活用具の給付を実施した
- ・ 松本圏域で一人暮らし体験事業と緊急時空床確保事業を実施した
- ・ 高齢障がい者に共生サービスの使い方を説明し、制度をまたいだ利用を促進した
- ・ 山形村社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業について、新規手帳取得者への周知を実施した

(2) 成果と課題

<成果>

多様な利用ニーズに応えるべく、メニューや利用方法の周知を実施し、概ね当初計画通りの利用が見られました。また、高齢障がい者が利用できる共生サービスを村内に設置し、高齢障がい者の利用の促進を図りました。

なお、村民を対象としたアンケートでは、「障がい者支援体制」についての評価が上昇しています。

成果指標	基準値 H29 (2017)	目標値 R5 (2023)	結果 R5 (2023)
障がい者支援体制の満足度評価点 (第6次山形村総合計画策定のための村民アンケート 調査(令和3年)、5点満点)	1.20	上昇	2.86

<課題>

努力義務となっている地域活動支援センターの基礎的事業(就労が困難な人に対し、創作や作業、地域社会との交流促進等の機会を提供するもの)については、村内で対応できておらず、サービス利用者は村外の事業所を利用している現状があります。

また、村内及び広域で必要なサービスの確保ができていても、サービスを利用する際に発生する移動や移送の手段が乏しく、利用者やその家族に負担が生じており、サービスを利用できないというケースも見受けられます。

手帳所持者へのアンケート結果をみると、「現在利用しているサービス」を大きく上回る「ニーズ量(今後利用したいサービス)」があり、ニーズに対応できる提供体制の構築が求められます(図表18)。

図表 18 利用状況と利用意向のギャップが大きい主な福祉サービス

サービス名	現在利用している(人)	今後利用したい(人)	差分(人)	比率
住宅改良事業	7	63	56	9.0
短期入所	9	56	47	6.2
自立生活援助	2	47	45	23.5
地域定着支援	5	50	45	10.0
移動支援事業	8	49	41	6.1
自立訓練	9	49	40	5.4
行動援護	5	44	39	8.8
療養介護	3	42	39	14.0
重度訪問介護	1	38	37	38.0
訪問入浴サービス事業	3	39	36	13.0
同行援護	0	35	35	—
地域移行支援	3	37	34	12.3
重度障害者等包括支援	0	31	31	—
一人暮らし体験事業	0	31	31	—

出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策4 家族介助者への支援

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、家族介護者の負担軽減に努めました。

- ・ 地域生活支援事業の日中一時支援については、*強度行動障がい児者の受入施設の単価の増額を実施した
- ・ *短期入所はコロナ禍で利用が少なかったが、適切な支給に努めた
- ・ 重度の在宅障がい者の家族に対して介護者慰労金を支給しました

(2) 成果と課題

<成果>

家族介護者に対し、手当による経済的な支援を着実に実施しました。

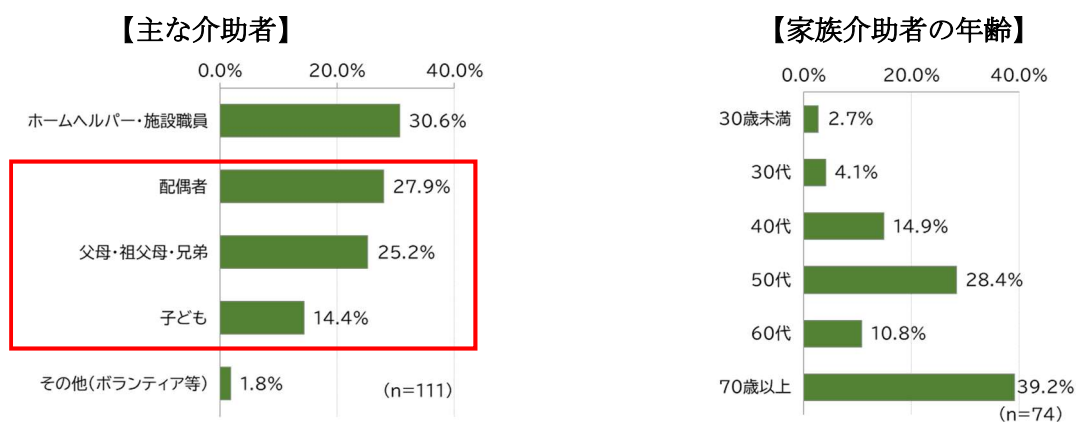
<課題>

コロナ禍の影響で、*短期入所サービスを提供できない時期がありました。

また、*強度行動障がい児の日中一時支援については支給決定がない状況です。

主な介助者は家族であり、高齢化が進んでいます（図表 19）。様々な手段で家族介助者の負担軽減を図る必要があります。

図表 19 家族介助者の当事者との関係と年齢構成



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策5 安心・安全な暮らしの支援

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい者の＊権利擁護（成年後見や虐待対策）と防災・防犯対策に努めました。

<成年後見>

- ・ ＊成年後見制度と虐待防止については、パンフレットの配布や講演会の開催等により住民向けに周知した
- ・ ＊成年後見制度の受け入れ体制としては、＊成年後見支援センター「かけはし」の体制整備と、後見人の確保のための後見人報酬の確保、養成を実施した

<虐待対策>

- ・ 虐待については複雑な相談が増えているため、高齢者部門の社会福祉士を中心とした相談受け入れ体制を整備した

<防災・防犯対策>

- ・ 災害時のスムーズな対応のため、行政主体の要支援者名簿及び＊災害時住民支え合いマップを作成した

(2) 成果と課題

<成果>

成年後見、虐待防止、防災・防犯対策の各分野において、体制整備や住民への周知を進めており、認知度が高まっています。また、行政側で整備できる支援体制についても整いつつあります。

<課題>

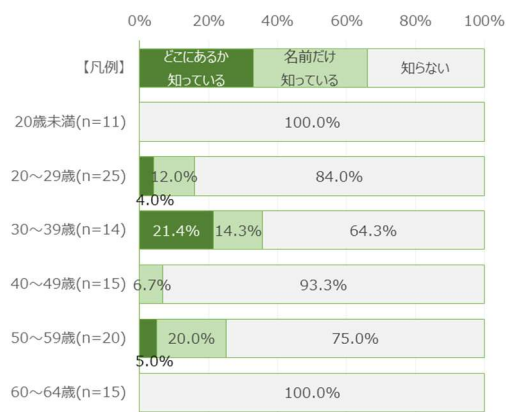
＊成年後見センターの認知度が上がっていないため、窓口と役割の一層の周知が必要です（図表20）。

虐待相談窓口については高齢者部門の担当者が対応しており、障がい者に特化した体制は構築できていません。また、虐待が発生した場合の避難場所の確保が不足しており、急な＊短期入所の利用は難しい状況にあります。

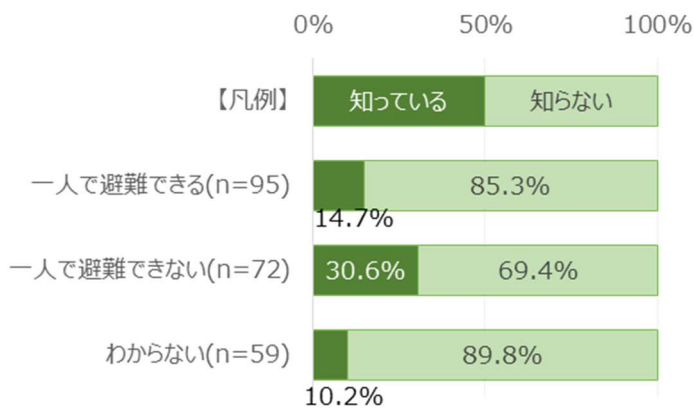
地域防災については、自主防災組織での要支援者名簿の作成や支え合いマップづくりについては、コロナ禍の影響もあり進んでいません。地域で支え合う気運を高めるためにも、住民主体の活動を促進することが重要です。災害時に一人で避難できない人の約70%が災害時要援護者登録制度を知らないと回答しており、本人への周知も必要です（図表21）。

防犯についても、近隣関係の中で互いに見守る気運が高められていません。地域ぐるみの危機感の共有を促進することが必要です。

図表 20 成年後見支援センターかけはしの認知度



図表 21 災害時の避難の可否別 要援護者登録制度の認知度



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

基本施策3 多様な活躍の場をつくる

施策1 多様な就労支援

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい者の就労支援に努めました。

- ・ 松本圏域障がい者就業・生活支援センター、しおじり若者サポートステーションと連携し、一般就労、就労移行支援、就労継続支援の利用につなげた
- ・ 就労支援については、*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」を中心に体制を整えた
- ・ 村独自事業で公共施設の清掃等の就労の場を設けた

(2) 成果と課題

<成果>

コロナ禍による地域経済への影響により雇用環境が厳しくなった時期もあり、仕事で収入を得ている人の割合は目標達成する水準には届かなかったものの、直近のアンケート調査結果では、前回調査とほぼ同じ水準を保ちました。人手不足も深刻化しており、コーディネート次第で障がい者が活躍できる状況が整いつつあると考えられます。

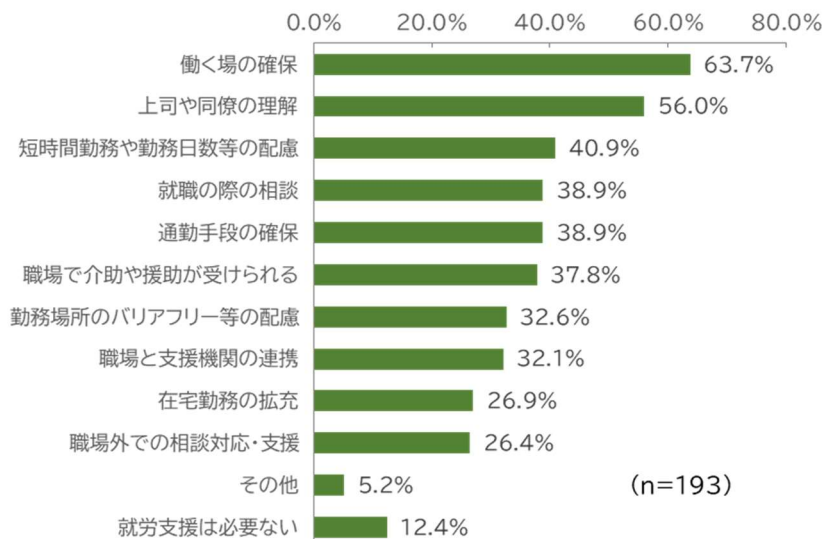
成果指標	基準値 H29 (2017)	目標値 R5 (2023)	結果 R5 (2023)
仕事で収入を得ている人の割合 ※福祉施設・作業所等の工賃による収入は除く (障害者手帳所持者アンケート調査 65歳未満)	46.5%	上昇	43.6%

<課題>

広域行政や関係機関のネットワークを活用した就労支援の体制整備が進んだ一方、村内の民間企業等の障がい者雇用の促進については進んでいません。障がい者の就労に必要な理解や*合理的配慮について企業側に伝えていくことが求められています。

また、村として推進すべき*障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設への優先的な物品調達についても進めることができていません。

図表 22 障がい者の就労支援として必要だと思うこと



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策2 社会参加の促進

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい者の社会参加の促進に努めました。

- ・ 障がい者が積極的に社会参加できる体制の整備のため、相談や依頼に応じて個別に移動支援の委託契約を結んだ
- ・ 精神障がい者の社会復帰や居場所づくりのため、そらいろやまがた（デイケア）を月に2回実施した
- ・ 新型コロナウイルス感染症流行によるスポーツ大会の休止縮小はあったものの、県や圏域でのスポーツ大会への参加機会を提供した

(2) 成果と課題

<成果>

外出や日中活動の希望のある障がい者に対して、活動の場の紹介や外出支援を行いました。

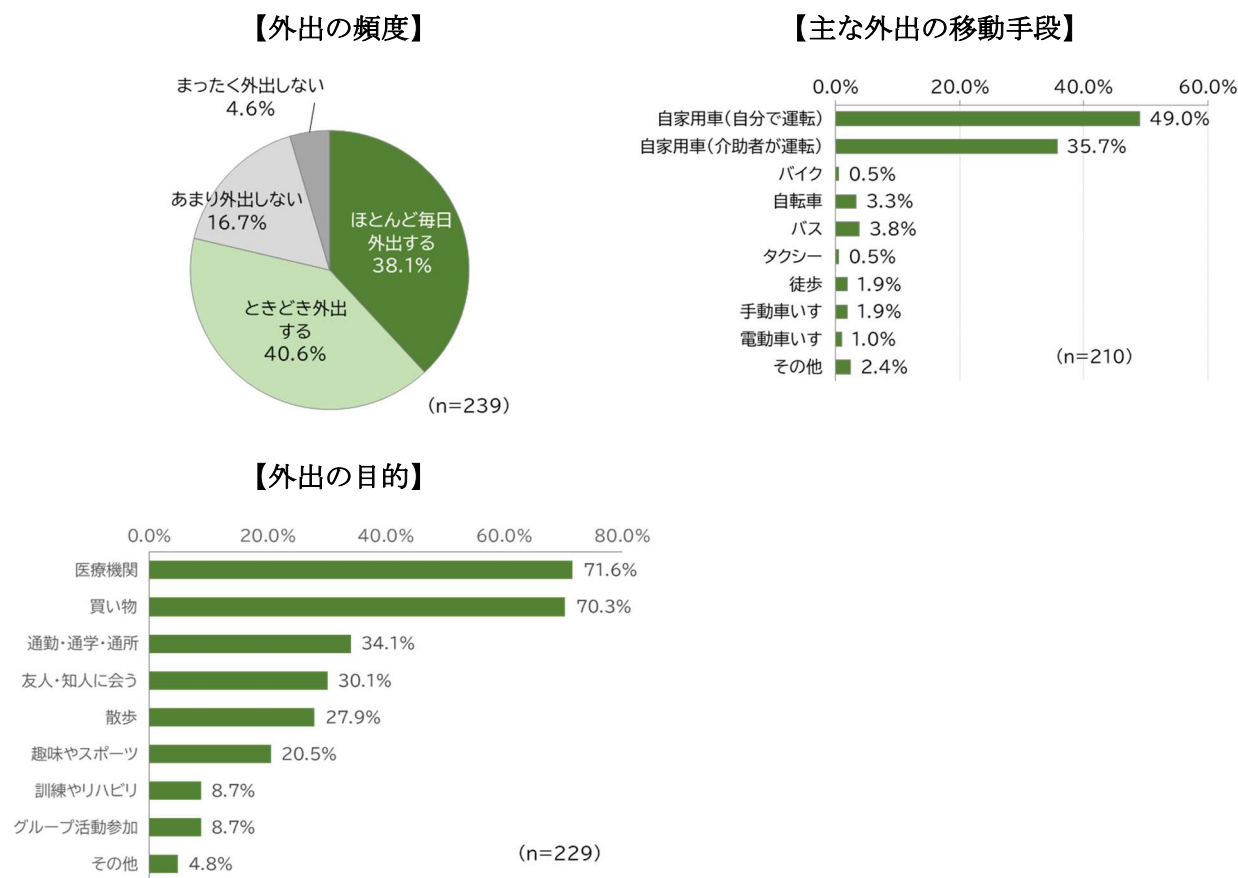
また、感染症流行によるスポーツ大会の休止縮小はあったものの、県や圏域でのスポーツ大会への参加機会を提供しました。

<課題>

スポーツを通じた社会参加の機会は提供できましたが、その他文化活動や社会活動等については、手話通訳者の派遣等の対応に留まっています。

山形村で日中活動に参加するには、移動の問題がネックになります。マイカーを持たない障がい者の社会参加を促進する機会づくりや移送手段の確保を進める必要があります。

図表 23 障がい者の外出の状況



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

基本施策4 多様な育ちを見守り、支える

施策1 療育の充実

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい児の療育環境の整備に努めました。

- ・ 障がい児を持つ保護者が孤立しないよう、*子育て支援センター「すくすく」を窓口とした支援体制を継続した
- ・ 保健師や福祉の専門家と共に、幼稚園や小学校の支援体制を検討したうえで、保育士や先生を対象とした研修会や巡回相談を行った

(2) 成果と課題

<成果>

専門家が現場に入り助言や研修を行う体制の構築が進み、保護者や学校に対する支援が拡充しました。

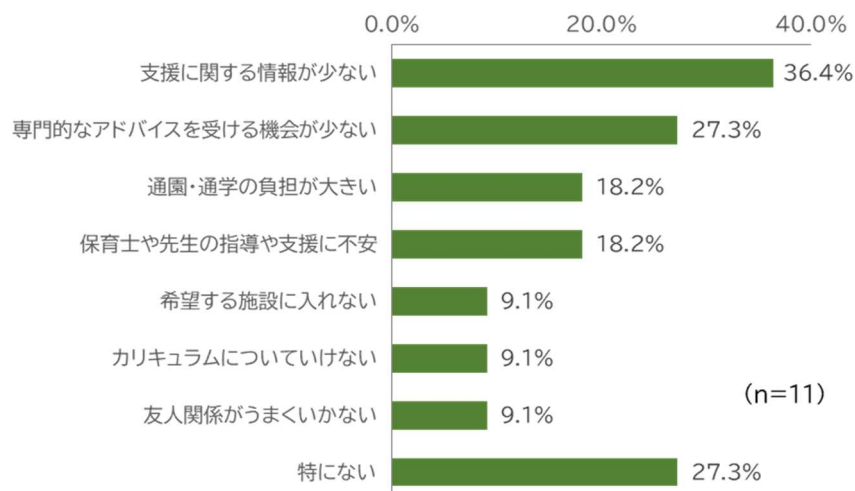
成果指標	基準値 H29 (2017)	目標値 R5 (2023)	結果 R5 (2023)
子育て支援体制の満足度評価点 (第6次山形村総合計画策定のための村民アンケート 調査(令和3年)、5点満点)	2.07	上昇	2.86

<課題>

母親からの相談を受ける体制は整備しましたが、あそび・交流の場である「すくすく」と母子保健部門が異なる場所にあるため、ワンストップ型の相談対応は難しい状況です。より緊密な連携が求められます。

保護者の不安や疑問に応えられる体制の整備と関係者の一層の理解の促進により、18歳以上になってからも含め、切れ目なく、安心感を与えられる環境整備が求められます。

図表 24 15歳未満の障がい児を持つ保護者の困りごと



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

施策2 教育の充実

(1) 主な取組

村では、主に以下の取組を行い、障がい児の教育環境の整備に努めました。

- ・ 副学籍制度の導入、小学校の特別支援学級のクラス増加を実施した
- ・ 障がい児の就学にあたり、松本養護学校の先生や主任保育士、保健師等の関係者間で連携を取り、最適な就学先を提案した
- ・ 特別支援学校に通う障がい児の進学や就職にあたり、卒業後の就職や福祉サービスの利用を支援した

(2) 成果と課題

<成果>

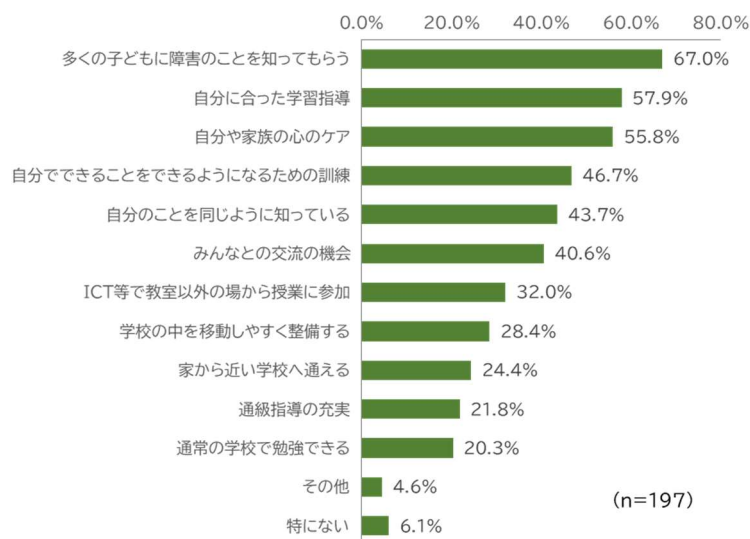
小学校の特別支援学級を4クラスから5クラスに増加させたことで、支援を必要とする児童・生徒によりきめ細かい対応が可能になりました。

障がいの状態、教育ニーズ、保護者の考え、専門家の意見等を総合的に取り入れる体制の整備が進み、本人の適性に合わせた教育環境を提供する*インクルーシブ教育が前進しています。

<課題>

児童・生徒の18歳までの切れ目のない継続的な支援体制は整備されてきましたが、中学・高校の卒業後の就職や進路決定の支援は十分にできていません。

図表 25 障がい者（児）の教育や育成にとって必要なこと



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

第4節 本計画の理念と目標

1. 基本理念 ～「ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」～

障がい者が、障がいがあることを理由に不当な扱いを受けること、社会生活において、不利益を被ることがあってはなりません。障がいのある人もない人も、地域を構成する一員として共に支え合い、障がいのある人が自ら望む活動に積極的に参加できる地域社会を実現するために、「*ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」を基本理念とします。

「*ノーマライゼーション」と「地域における共生」を実現するためには、何より、すべての村民・事業者・行政が障がいについて理解を深めることが必要です。

障がいについて理解を深めるためには、障がいを持つ人を尊重し、違いや特性を理解し、対等に交流し、関係をつくっていくことが大切です。

共生の理念がなければ、社会では常に多数者が優先され、多数者に便利のように構築され、営まれていきます。少数者にとって暮らしやすい地域や制度をつくることで、障がい者だけでなく、高齢者や外国人等も暮らしやすい環境をつくることができます。生活利便で住みやすさに定評のある山形村ですが、この基本理念のもと「誰もが住みやすいむらづくり」を進めていきます。

2. 基本目標

第6次山形村総合計画（令和5～14年度）には、「恵みの大地に抱かれて チャレンジ！やまがた」を将来像に掲げ、便利だけでなく、「住んでみたい」「住んで良かった」「住み続けたい」と思えるむらづくりに挑戦することが示されています。

本計画では、上記の基本理念のもと、総合計画の将来像等を踏まえて、本計画の基本目標を以下のように設定します。

お互いを理解し、共に支え合う 誰もが住みやすい やまがた

この基本目標を実現するため、以下4つの基本施策を推進します。

● 共に生きる

住民・事業者・学校・行政等の地域の主体が、様々な障がい、障がい者・児について関心を持ち、関わりを持てるような機会をつくることで、物理的・心理的なバリアをなくす

● 暮らしを支える

利用者のニーズに合わせた公的サービスの提供体制を確保し、日常生活の自立を支援する。また、当事者とその家族が、ゆとりと希望が持てる公的福祉と地域福祉の基盤をつくる

● 居場所と出番がある

個々の特性に合った就労支援と社会参加の促進によって、障がいがあっても就労でき、地域や社会に貢献できる環境をつくる

● 育ちを支える

幼児期から成人まで切れ目なく、適切な療育と教育を受けられる体制を構築することで、安心して子どもを育てられる環境をつくる

3. 施策の体系

※ (★) は国の政策で重点化することになっているもの

基本施策	施策
<p>1 共に生きる</p> <p>山形村には様々な人が暮らししており、すべての人が自分の望む暮らしを実現する権利を持っています。障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、互いに個性や特性の違いを認め合いながら、地域の一員として共に暮らせる村を目指します。</p>	<p>1. 障がいを持つ人への理解促進 (★) 障がい者の差別の禁止 (★) 民間事業者等の合理的配慮の提供義務</p> <p>2. ハードと情報のバリアフリーの推進 (★) 情報アクセシビリティとICTの活用</p>
<p>2 暮らしを支える</p> <p>住みたい地域で、希望する暮らしを実現するために、日常生活を支える福祉サービスが十分に提供されるとともに、地域住民の理解や見守りの中で、安心して暮らせる村を目指します。</p>	<p>1. 地域で支える体制整備の推進</p> <p>2. 相談支援の充実</p> <p>3. 福祉サービスの利用の促進 (★) 強度行動障がい者への支援体制の整備</p> <p>4. 家族介助者への支援 (★) ヤングケアラーの把握と支援</p> <p>5. 安心・安全な暮らしの支援</p>
<p>3 居場所と出番がある</p> <p>障がい者一人ひとりの特性や特技を生かせる就労の場が多様にあり、仕事を通じて収入の安定だけでなく、様々な人や場との接点を持ちながら、社会の一員として活躍できる村を目指します。</p>	<p>1. 多様な就労支援 (★) 一般就労移行率の向上</p> <p>2. 社会参加の促進</p>
<p>4 育ちを支える</p> <p>子ども一人ひとりの発達に寄り添い、十分な健診・相談体制と関係機関による連携体制のもと、早期から切れ目ない適切な療育・教育の支援を受けられる、子育て安心の村を目指します。</p>	<p>1. 療育の充実</p> <p>2. 教育の充実 (★) ICTも活用したインクルーシブ教育の推進</p>

第2章 基本目標を達成するための各施策

【山形村障害者計画】

基本施策1 共に生きる

目指す姿

山形村には様々な人が暮らしており、すべての人が自分の望む暮らしを実現する権利を持っています。

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、互いに個性や特性の違いを認め合いながら、地域の一員として共に暮らせる村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 R5 (2023)	目標 R11 (2029)
障がいによる差別や嫌な思いをした経験が「ある」人の割合 (障害者手帳所持者アンケート調査)	21.3%	減少

施策1 障がいを持つ人への理解促進

【現状と課題】

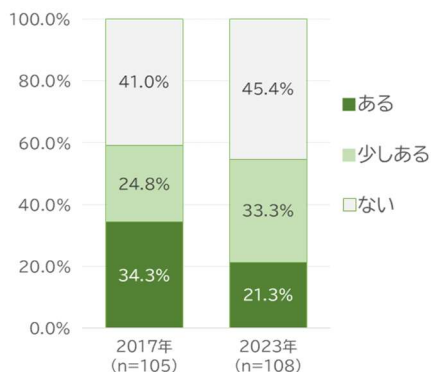
SDGsの浸透や東京パラリンピックの開催等をきっかけに、障がいに関する情報等に触れる機会が増え、日本全体で*ノーマライゼーションの気運は高まりつつあります。

村においても、平成30(2018)年から令和5(2023)年の間に「障がいによる差別や嫌な思いをした経験のある人」の割合が34%から21%に低下しました。

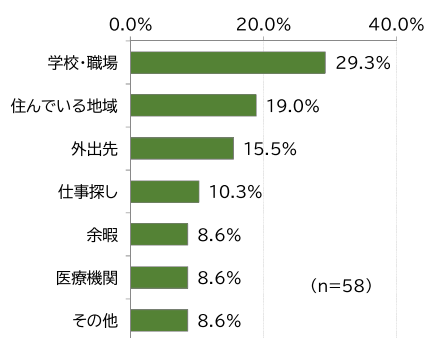
障がい者に対する一定の理解は進んできていると言えますが、障がいによる差別や嫌な思いをした場所をみると、学校・職場の割合が非常に高くなっています。アンケートの自由記述をみると、学校でのいじめや職場での冷たい対応等が当事者の心の傷として残っていることがわかります。

村民の障がい及び障がい者に対する理解をさらに深めることにより、差別と偏見の解消(心のバリアフリー)に努めていく必要があります。

図表 26 障がいによる差別や嫌な思いをした経験のある人の割合



図表 27 障がいによる差別や嫌な思いをした場所(再掲)



出典：障害者手帳所持者アンケート調査(※1)

▼差別や嫌な思いをした経験

- ・ 精神障がい:36歳 男性:学校でいじめられた
- ・ 知的障がい:28歳 男性:学校の3階の階段から突き落とされた
- ・ 知的障がい:34歳 女性:小学校の時、皆ができることができず、男子からからかわれた
- ・ 身体障がい:26歳 女性:歩いているときに、子どもや若い方から好奇の目で見られる
- ・ 身体障がい:65歳 男性:仕事先で障がいの部位を嫌な目で見られた

【施策の展開・方向性】

(1) 障がい者の差別の禁止

- *障害者差別解消法に関する啓発活動を行い、障がいを理由とした差別・偏見の解消を図ります
- 障害者週間を中心に、広報や回覧等を通じて、引き続き啓発活動を推進します
- 特に一般の理解が進んでいない知的障がい、精神障がい、*発達障がい、*高次脳機能障がい等について、障がい特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう、普及啓発に努めます
- 小・中学校での通常学級と特別支援学級との交流や、福祉施設への訪問等、福祉教育を通じて、早期から障がい理解のある人材を育成します

(2) 行政・学校等での合理的配慮の促進

- *障害者差別解消法の趣旨に基づき、行政・学校等での*合理的配慮を促進します

※1：第2章で提示するアンケート結果は、特に断りがない場合は65歳未満の回答者になっている

施策2 ハードと情報のバリアフリーの推進

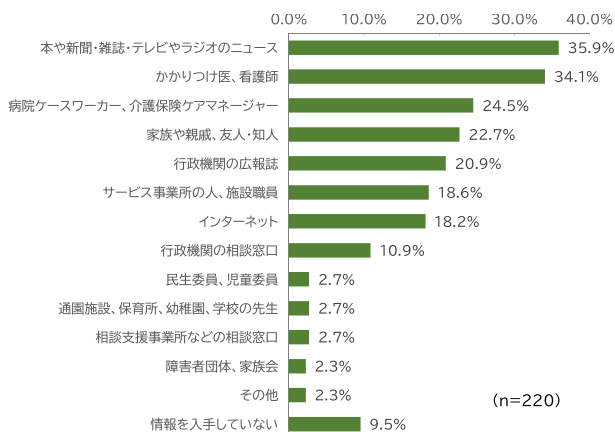
【現状と課題】

村の公共施設では車いす用スロープ等が設置されており、小学校のバリアフリー化も整備済です。これからは、民間施設や個人住宅でもバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要があります。

令和4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者における情報取得・利用、意思疎通に関する施策の強化が求められています。このため、ハードのバリアフリーに加えて、情報と意思疎通のバリアフリー化を進め、障がいのある人々にとって住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

情報のバリアフリーについては、聴覚・音声・言語機能障がい者への手話通訳者等の派遣等のコミュニケーション支援を行っていますが、人材不足が課題となっています。コミュニケーション支援に対応できる人材の確保育成に努めるとともに、ICT活用の促進による情報取得の支援を行うことが必要です。

図表 28 障がいや福祉サービスの情報を得る方法
(全回答者・複数回答)



図表 29 情報入手にあたっての ICT の活用度
(全回答者)



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 道路・歩道等のバリアフリー化を推進します
- 公共施設及び公共性の高い施設のバリアフリー化を促進します
- 企業・事業所等の施設等におけるバリアフリー化を啓発します

(2) 自宅等のバリアフリー化の支援

- 個人の住宅改良に係る費用へ補助金を交付します

(3) 情報アクセシビリティと ICT の活用

- 補聴器の購入助成、手話通訳者・*要約筆記者の派遣事業を行います
- 手話教室等を実施し、村民の聴覚障がい者との交流機会を増加させます
- 防災情報や生活に役立つ行政情報をよりタイムリーに入手できるよう、広報、障がい者福祉制度のあらましに加えて、村のホームページや SNS を活用した情報提供等を行います

基本施策2 暮らしを支える

目指す姿

住みたい地域で、希望する暮らしを実現するために、日常生活を支える福祉サービスが十分に提供されるとともに、地域住民の理解や見守りの中で、安心して暮らせる村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 R5 (2023)	目標 R11 (2029)
生活に「満足」「どちらかといえば満足」している割合 (障害者手帳所持者アンケート調査)	72.8%	上昇

施策1 地域で支える体制整備の推進

【現状と課題】

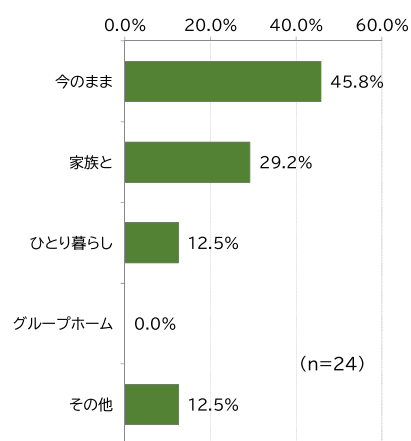
障がい者が特定の施設のみで生活するのではなく、本人が希望する地域の一員として暮らし続けられるように、地域が受け皿となって支えていく必要があります。しかし、アンケート結果をみると、半数以上が、今のまま施設等で暮らすのではなく、家族との生活や一人暮らしを希望していますが、実際には地域移行はほとんど進んでいないのが実情です。

このため、これまで主に高齢者福祉で進められてきた医療・保健・介護の専門機関の連携をはじめ、地域住民が支援の担い手となり地域全体で支えていく「*地域包括ケアシステム」を障がい者にも対応できる仕組みにしていく必要があります。

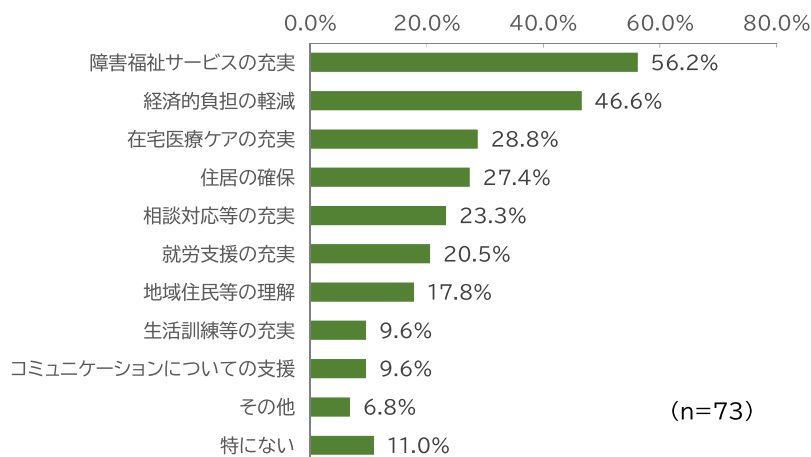
村では、高齢者福祉を中心に活動する生活支援コーディネーター及び関係機関との連携を密にし、地域資源の開発やネットワークの構築について検討を行っていますが、コロナ禍の影響もあり、十分に進んでいるとは言えません。

今後は、松本圏域で*地域生活支援拠点の体制を維持しながら、高齢者だけでなく、障がい者も対象とした地域の支え合いの基盤を一步ずつ整備していく必要があります。

図表 30 福祉施設入居者・病院入院者が将来希望する暮らし方



図表 31 福祉施設入居者・病院入院者が地域で生活する上で必要だと思うこと（複数回答）



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- 松本圏域で、一人暮らし体験事業や緊急時空床確保事業等を行い、本人や家族の地域生活を支援します
- 生活支援コーディネーターを中心に、住民による地域での支え合い体制を構築します
- 村地域包括支援センター及び社会福祉協議会等と連携し、民間事業者の力を活用した支え合いを推進します

施策2 相談支援の充実

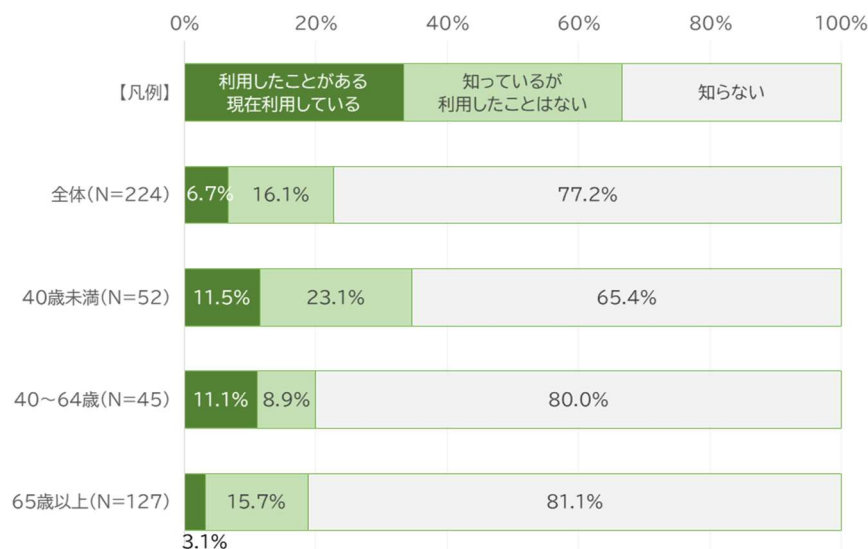
【現状と課題】

障がい者が安心して生活を送るためには、日常生活を支えるサービスの質と量の確保とともに、サービスを自己選択・自己決定するための*相談支援体制の充実やわかりやすい情報提供が必要不可欠です。近年は、身体・知的・精神障がいに加えて、*発達障がい・*高次脳機能障がい、複合的な困難等にも対応できる*相談支援体制の充実が求められています。

村では、相談支援専門員や*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」と連携し、保健福祉センター「いちいの里」が村の総合的な相談支援窓口となっており、障がい者やその家族の多様なニーズに対応しています。また、村内で対応できない専門性の高い相談については、「ボイス」を活用できる体制を整備してきました。

しかし、こうした体制についての周知は十分とは言えず、「ボイス」を「知らない」と答えた障がい者は約7割となっており、認知度を高めていく必要があります。

図表 32 年齢別 相談支援センター「ボイス」の認知度・利用経験（全回答者、再掲）



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- 「いちいの里」が*相談支援のワンストップ窓口となり、わかりやすい情報提供に努めます
- 高齢障がい者・障がい児にも対応できる総合相談窓口の体制整備について検討を進めます
- 障がい者に関する様々な施策を総合計画・個別計画に基づいて部門横断で推進します
- 研修等を通じて、職員のレベルアップを図ります
- 多様なニーズに応えるため専門的な機関との連携を強化し、適切な支援につなげます
- 計画相談事業所や*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」等の周知を行い、利用を促進します

施策3 福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

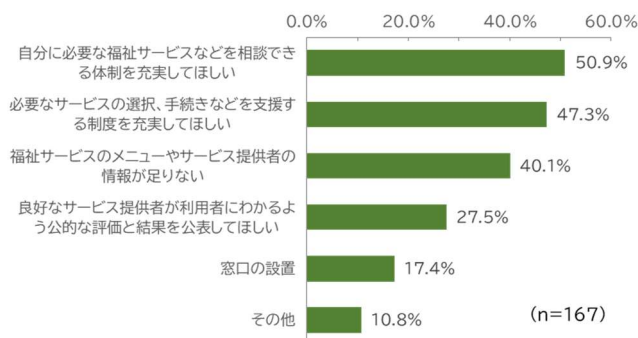
障がい者が自立した生活を送るためには、障がい特性や年代に合ったサービスや支援を提供することが必要であり、適切な*ケアマネジメントとサービス提供体制の整備が求められます。

村内では、法律に基づく公的な障がい福祉サービスに加え、日常生活用具の給付や移動支援等の*地域生活支援事業により、日常生活を円滑に送るための様々なサポートを行っていますが、村内だけでは十分に障がい福祉サービスを提供できないこともあり、近隣市町村との連携によって、広域での支援体制の整備を進めてきました。

また、障がい者の高齢化が進み、高齢障がい者の円滑な介護保険サービス利用や家族介護者の負担の軽減等が課題となっています。高齢者と障がい者を分け隔てなく支える「*共生型サービス」の利用体制を整備するとともに、緊急時の相談や*短期入所に対応できる*地域生活支援拠点（松本圏域）の面的整備等により、こうした課題に対応できる体制の確保と充実に努めます。

また、*強度行動障がい者への支援体制についても松本圏域での検討を進めます。

図表 33 サービス利用の考え方（全回答者・複数回答）



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

▼サービス利用者の声

- 身体障がい:51歳 男性:ワストップで、全ての手続きが出来るようにしてほしい
いちいの里に行ったり合庁に行ったり、役場に行ったりと大変
- 身体障がい:57歳 男性:自分に必要なサービス等相談できる所が少なすぎる
料金当負担が多く利用出来ない
- 身体障がい:65歳 女性:何が何だか全然わからない

【施策の展開・方向性】

- 村内での障がい（児）福祉サービスの提供基盤の維持・確保に努めるとともに、松本圏域の関係機関・事業所等と連携し、村内のニーズに柔軟に対応します
- 村内において高齢の障がい者を対象とした*共生型サービスが利用できる体制を確保します
- 松本圏域において地域生活支援拠点の整備と*強度行動障がい者への支援体制についての検討を進めます
- 高齢障がい者を対象とした介護保険サービスの利用者負担の軽減を行います
- 医療費の一時的な窓口負担の緩和策として、村社会福祉協議会でやっている生活福祉資金貸付事業の活用を促進します

施策4 家族介助者への支援

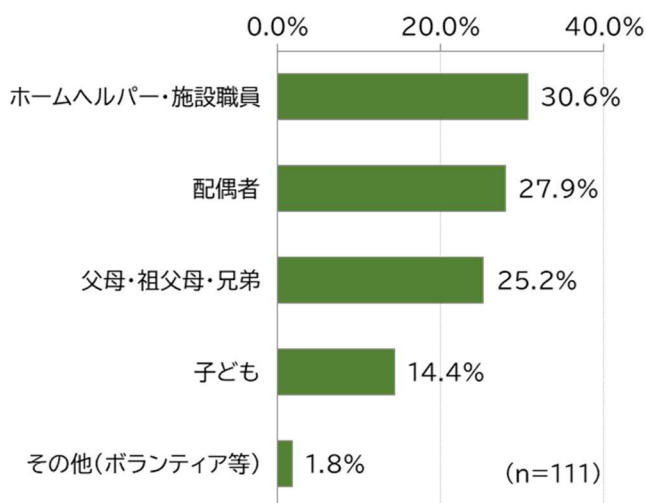
【現状と課題】

障がい者を対象とした障がい福祉サービスについては制度化され充実しつつありますが、多くの障がい者が家族と暮らしており、家族介助者の肉体的・精神的負担は大きいと考えられます。

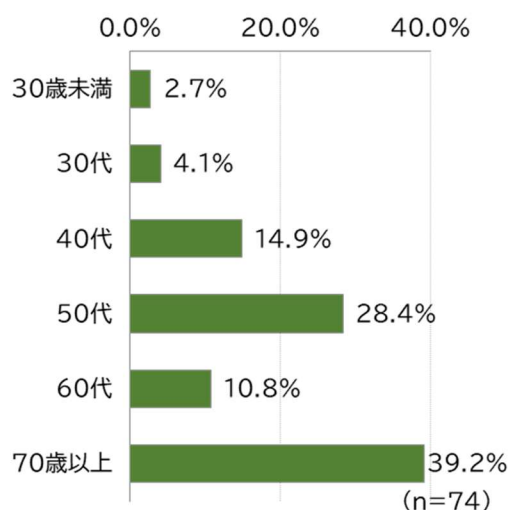
特に近年、障がい者、介助者ともに高齢化が進み、介助者の高齢化やヤングケアラー等が社会問題となっており、障がい者本人のみならず、その家族や介助者へのサポートが重要になってきています。

村では*相談支援のほか、障がい福祉サービス利用の促進による介護負担の軽減や介護慰労金、スカイランドきよみず利用助成等、村独自の支援事業を通じて家族や介助者へのサポートを行ってきましましたが、限られた財源の中で広域の資源も含めた支援を行っていくことが必要です。家族介護者の高齢化やヤングケアラー等の問題についても、部門を超えた情報共有と連携により効果的に対応できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表 34 主な介助者（介助を必要とする回答者）
（再掲）



図表 35 主な家族介助者の年齢
（再掲）



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- 家族介護の負担軽減のため、*短期入所や日中一時支援事業の周知・確保を図ります
- 引き続き、介護慰労金等の助成を行います
- 介助者の高齢化やヤングケアラー等の家庭の問題に対して、関係課連携の上、早期発見と個別支援の体制構築に努めます

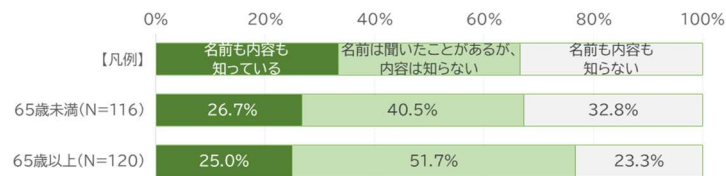
施策5 安心・安全な暮らしの支援

【現状と課題】

■ 権利擁護

自己選択・自己決定が難しい障がい者が日常生活で不利益を被らないよう、*成年後見制度の利用等により障がい者の権利を擁護しなければなりません。松本圏域では、*成年後見支援センター「かけはし」が設置され、*成年後見制度に関する二次的相談を受けるとともに、法人として後見人を受任しています。村では一次的相談を受けるとともに、学習会の開催を通じて支援者に対する制度の周知を進めてきましたが、地域住民にも広く知ってもらい、地域での見守りや支援体制につなげていく必要があります。

図表 36 成年後見制度の認知状況（全回答者）

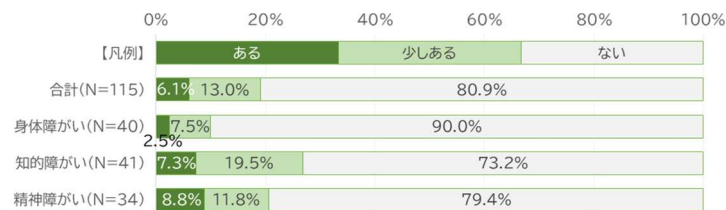


出典：障害者手帳所持者アンケート調査

■ 虐待防止

障がい者が安心・安全に暮らすためには虐待防止への対応も不可欠です。介護の負担から家族介助者や施設介助者による虐待が社会問題となっています。現在、保健福祉課が*虐待防止センターとして24時間対応しているほか、「山形村高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、専門機関が連携して速やかに対応できる体制を整備しています。本人だけでなく家族や住民が虐待に気づき、通報し、必要に応じて避難・救出ができるような体制を構築していくことが必要です。

図表 37 虐待の経験



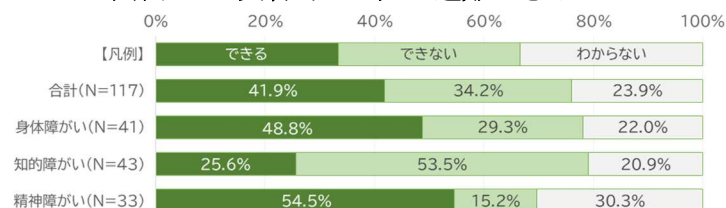
出典：障害者手帳所持者アンケート調査

■ 防災・防犯対策

東日本大震災等の大災害を教訓に、地域での災害時の助け合い体制の構築が急がれています。村では*災害時住民支え合いマップを作成しましたが、現在は、住民主体の名簿・マップの作成に取り組んでおり、これらを活用した総合防災訓練で要支援者へどのような救護活動を行えばよいか検証を行う必要があります。

防犯についても、年々犯罪が巧妙化しており、対策強化が必要です。全戸回覧文書等による啓発を行っていますが、自衛意識を一層高めるとともに「共助」による注意喚起や通報等の意識を高める必要があります。

図表 38 災害時に一人で避難できるか



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

■ 権利擁護

- * 成年後見制度のパンフレットの全戸回覧や* 成年後見支援センター「かけはし」の出張個別相談会・講演会を実施し、一般住民も含め広く制度の周知を図ります
- 「かけはし」と連携して、後見人のフォローアップや見守りのためのネットワークづくり、市民後見人の養成・確保を進めます
- 成年後見人に対する報酬への助成を行います

■ 虐待防止

- 虐待に関するパンフレットを全戸回覧し、虐待防止の啓発を進めます
- 対応が難しいケースを共有するため、虐待防止ネットワーク会議を開催します
- 緊急時に避難場所を確保できるよう支援・調整を行います

■ 防災・防犯対策

- 地区単位の* 災害時住民支え合いマップの作成と共有を促進します
- 地域の助け合い体制を踏まえ、総合防災訓練を行います
- 障がい者へ災害時要援護者登録制度を周知し、登録を促進します
- 障がい者へ防災に関する知識の普及を図ります
- 障がい者が悪質な消費者トラブル等に巻き込まれないよう、近隣住民による日常的な見守りの必要性を広報等にて周知します

基本施策3 居場所と出番がある

目指す姿

障がい者一人ひとりの特性や特技を生かせる就労の場が多様であり、仕事を通じて収入の安定だけでなく、様々な人や場との接点を持ちながら、社会の一員として活躍できる村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 R5 (2023)	目標 R11 (2029)
会社・自営業・家業等で日中に就労する障がい者の割合 (障害者手帳所持者アンケート調査 65歳未満)	41.9%	上昇
移動支援事業の実利用者数	13人	24人

施策1 多様な就労支援

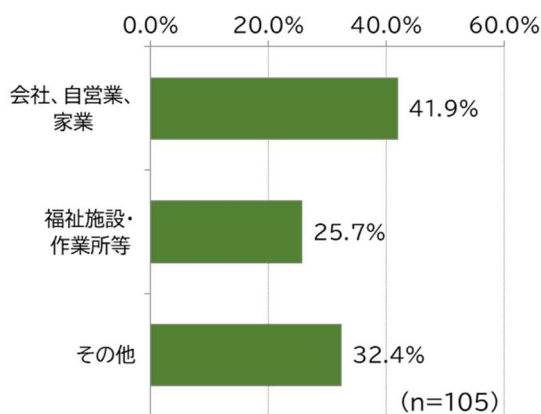
【現状と課題】

障がい者が地域で安定した暮らしを送るために、就労支援はきわめて重要です。障がいの状況や特性に合った就労により活躍の場を見つけ、安定した収入を得ることが障がい者の自立や生きがいにつながります。

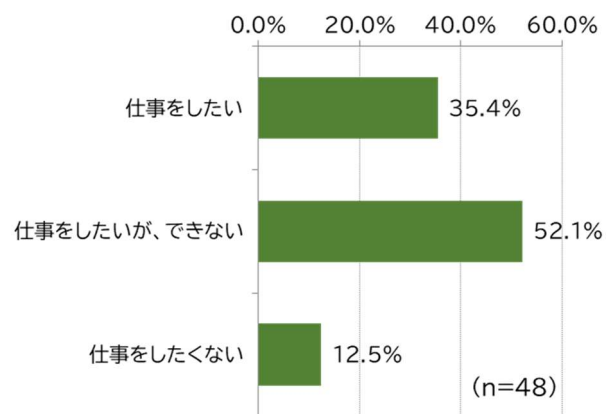
しかし、アンケート結果が示すように、会社・自営業・家業等の職に就いている65歳未満の障がい者は約4割であり、残りの約6割のうち、約35%が就労希望を持っていますが、半数以上は就労を諦めている状況があります。また、就労している場合でも工賃収入が低い水準に留まっています。

村では就労移行支援、就労継続支援等の福祉サービスにより、就労に必要な知識・技術の獲得や就労の場の斡旋を行ってきました。また、*障害者優先調達推進法に基づき、公共施設の清掃等を委託し、独自に就労の機会を提供していますが、人手不足が社会問題となっている中で、障がい者のより多くの就労の場の確保と企業側の理解の促進が求められています。

図表 39 日中の過ごし方



図表 40 現在、職についていない人の今後の就労意向



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- ハローワークや障害者就業センター等と連携し、一人ひとりに合った就労を支援します
- *障害者優先調達推進法に基づき、村の役務提供や就労施設等からの物品調達に努めます
- 民間企業等の雇用主に障がい者雇用について理解を深めてもらうため、松本圏域での関係機関の連携により、各種助成制度や*障害者雇用率制度の周知及び啓発を進めます

施策2 社会参加の促進

【現状と課題】

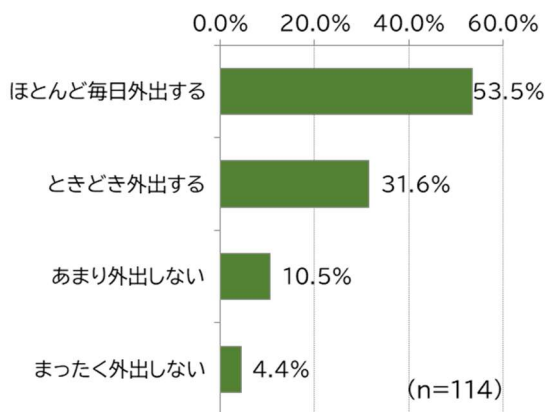
障がい者にとって、スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加は、社会参加という面だけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るためにも非常に重要です。

村では、障がい者が積極的に社会参加できるよう、従来から実施している*福祉有償運送に加えて*福祉バスの増便や障害者用自動車改造費助成事業のほか、利用者の要望により移動支援の委託事業所を増加させる等、移動支援の充実に努めてきましたが、マイカーや家族送迎の利用が難しい場合には移動の制約が多いのが現状です。

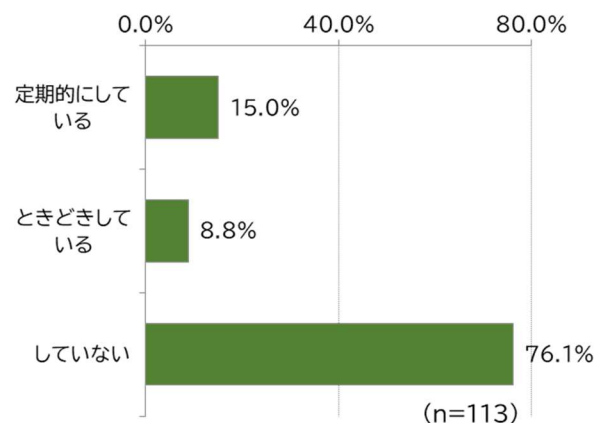
また、スポーツについては、県や松本圏域でのスポーツ活動の機会を提供するとともに、モルック等のパラスポーツの普及に努めてきましたが、定期的に運動する65歳未満の障がい者は約15%程度に留まっています。

教育委員会・公民館等とも連携し、障がいの有無にかかわらず、地域の様々なイベントや活動、文化・スポーツ等に参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

図表 41 障がい者の外出頻度



図表 42 障がい者のスポーツ実施状況



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- 移動支援事業の利用促進を図ります
- 社会参加をサポートするコミュニケーション支援を行います
- 障がい者が参加しやすいスポーツやイベントの機会提供に努めます
- 地域活動・社会活動への参加の呼びかけを行います
- 活動成果の発表の場づくりの支援を行います

基本施策4 育ちを支える

目指す姿

子ども一人ひとりの発達に寄り添い、十分な健診・相談体制と関係機関による連携体制のもと、早期から切れ目ない適切な療育・教育の支援を受けられる、子育て安心の村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 R5 (2023)	目標 R11 (2029)
障害児通所支援利用児童数（1 か月あたり）	222 人分	232 人分

施策1 療育の充実

【現状と課題】

障がいや発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援を行うため、村では小児科医による乳幼児健診や子育て相談の強化等、体制整備を行ってきました。

*子育て支援センターの総合相談窓口「すくすく」では妊婦相談や産後の訪問等を行っており、支援が必要な家庭の早期発見と早期支援につなげています。また、保育士や小中学校の教員を対象とした研修会や専門家による巡回相談を行うことで、現場の理解の向上を促進する等、支援や配慮が必要な子どもの発見後は、18歳になるまで切れ目なく保健師等が見守り、成長に応じて専門機関等と連携する体制が構築されており、乳幼児期から青年期までの一貫した療育体制が整っています。

今後は、こうした支援を18歳以降にどのように引き継いでいくかが課題と言えます。

【施策の展開・方向性】

- 総合的な相談窓口として、*子育て支援センター「すくすく」の利用を促進し、孤立しがちな保護者を支援しながら、障がいや*発達障がいの早期発見・対策につなげます
- 保育園、小学校、中学校において、保育士や先生を対象にした研修会や巡回相談を行い、障がいについての理解を深めるとともに、対応方法について共有・連携を進めます
- 広報等を通じて*発達障がいに関する村民理解を促進します
- 保存されている個別ケース記録を活用し、子育て・保健・福祉部門が連携することで18歳以上になっても支援を継続できる仕組みを検討します

施策2 教育の充実

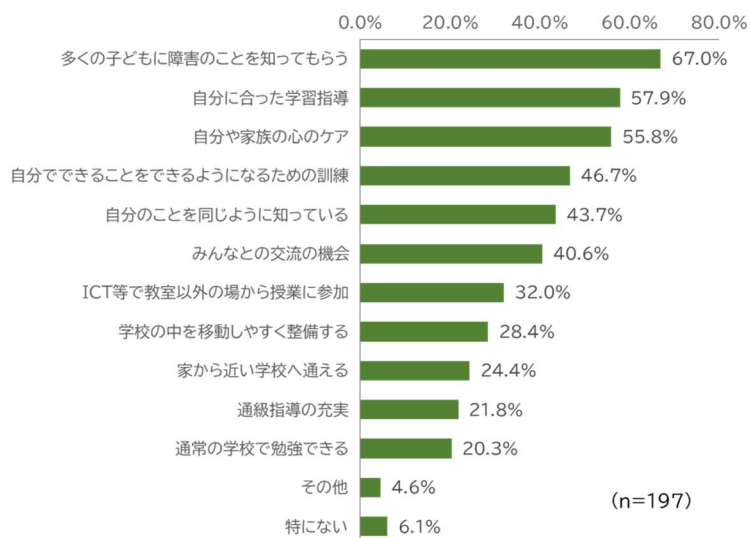
【現状と課題】

子ども一人ひとりの適性に応じ、将来の可能性を引き出す特別支援教育のニーズが高まっています。また、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく多様性の中で学ぶ「*インクルーシブ教育」の重要性も指摘されています。

現在、村立小学校では、支援を必要とする児童の増加に対応するため、5学級の特別支援学級を設置するとともに、通級指導も積極的に取り入れることで、個別対応と*インクルーシブ教育を両輪とした教育体制を構築しています。

引き続き、支援を必要とする児童の増加に対応する教育部門と福祉部門の連携体制を構築していくことが必要です。

図表 43 障がい児の教育や育成に必要なこと（全回答者・複数回答、再掲）



出典：障害者手帳所持者アンケート調査

【施策の展開・方向性】

- 特別支援学級を整備し、特別支援教育を必要とする児童・生徒への支援を行います
- 山形村教育支援委員会の設置により、ケースに応じた継続的な支援を行います
- 中学校・高等学校等においては、就職や進路等、生徒の社会的な自立支援につなげるため関係機関と連携し、情報提供及び職業教育のための現場実習等に協力します
- ICTを活用した*インクルーシブ教育の可能性を実践的に研究します

第3章 第7期山形村障害福祉計画及び 第3期山形村障害児福祉計画

第1節 障害(児)福祉計画の基本的な考え方

1. 障害(児)福祉計画の目的と概要

市町村障害(児)福祉計画は、障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の確保を目的として作成するものです。

計画名	法的根拠	目的・概要
障害福祉計画	* 障害者総合支援法 (第88条 第1項)	障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標の設定、障がい福祉サービス、* 相談支援並びに* 地域生活支援事業等を提供するための体制の確保等を定めるもの。
障害児福祉計画	児童福祉法 (第33条の20 第1項)	障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児* 相談支援を提供するための体制の確保等を定めるもの。

2. 国の基本方針の改正点

国は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、従来の基本指針のからの改正点として以下の13点を挙げています。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等 ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児への早期支援の推進
⑤発達障害者等支援の一層の充実 ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化 ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦障害者等に対する虐待の防止 ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保 ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着 ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定 ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

3. 国が示す障害（児）福祉計画の成果目標

国は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、わが国全体で達成を目指す成果目標を掲げ、さらに各成果目標を達成するための活動指標を示しています。このうち、成果目を以下に示します。

なお、次節に本計画の成果目標を示しますが、これらは国の成果目標及び活動指標を参考に、村の地域資源の状況等を勘案し、独自に設定したものです。

施設入所者の地域生活への移行	
令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点における施設入所者の6%以上が地域生活に移行する。	
令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点から5%以上削減する。	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上にする。	
令和8（2026）年度の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を減少させる。	
精神病床における早期退院を促進する。	
入院後3か月時点の退院率68.9%以上、6か月時点の退院率84.5%以上、1年時点の退院率91.0%以上	
地域生活支援の充実	
各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。	
令和8（2026）年度末までに、強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	
福祉施設から一般就労への移行等	
令和8（2026）年度末までに一般就労への移行者数を令和3（2021）年度末実績の1.28倍以上にする。	
<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援については、令和3年度実績の1.31倍以上 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、就労移行支援事業所の5割以上 就労継続支援A型については、令和3年度実績の概ね1.29倍以上 就労継続支援B型については、令和3年度実績の概ね1.28倍以上 	
令和8（2026）年度末までに、就労定着支援事業の利用者を令和3（2021）年度の1.41倍以上にする。	
令和8（2026）年度末までに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上にする。協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。	
障がい児支援の提供体制の整備等	
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を充実させる。	
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。 	
都道府県において難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。	
令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	
令和8（2026）年度末までに、都道府県に医療的ケア児支援センターを設置する。各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置する。	
令和8（2026）年度末までに、都道府県及び政令市に障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する。	
相談支援体制の充実・強化等	
令和8（2026）年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センター設置等による相談支援体制強化を行う。	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	
令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	

第2節 障害(児)福祉計画の成果目標

市町村障害(児)福祉計画では、個人の尊厳を守り、日常生活または社会生活の営みを支援するために成果目標・活動目標を設定することとされており、本計画においても以下の目標を設定します。

【第7期 障害福祉計画】

目標1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数の目標を以下の通り設定します。

第7期においては、令和8(2026)年度までに1人の地域生活への移行と、1人の施設入所者数の削減を目標とします。

図表 44 第7期の目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)施設入所者の地域生活への移行者数	人	0	0	1
(2)施設入所者数(各年度末支給決定者数)	人	10	10	9

■第6期の状況と確保策

第6期では、施設入所者の地域生活への移行者数、施設入所者数ともに目標は未達となる見込です。すでに地域生活ができる人は移行が済んでいること、介護年齢に達した人は介護移行が想定されることから、現在の入所者において地域移行を促進できる対象者は確認されていません。しかし、上記の目標を達成するため、移行希望者を再度把握し直すとともに、地域移行支援の体制の充実を図ります。

図表 45 第6期の実績

項目	単位	—	第6期実績		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度※
(1)施設入所者の地域生活への移行者数	人	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
(2)施設入所者数(各年度末支給決定者数)	人	計画	10	10	9
		実績	9	10	11

※：本節における令和5(2023)年度の実績は、2月末時点における、3月末の見込値

目標2 地域生活支援の充実

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域で障がい者やその家族が安心して生活することができる体制の整備が求められています。松本圏域においては、これまでに緊急時の相談や入所等に対応できる地域生活支援体制等を構築してきましたが、第7期においては、地域生活支援拠点等の整備、*強度行動障がい者を有する者への支援を進める目標を以下の通り設定します。

図表 46 第7期の目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)地域生活支援拠点等の整備 【松本圏域】				
①地域生活支援拠点等の数	か所	1	1	1
②コーディネーターの配置人数	人	7	7	7
③運用状況の検証及び検討の回数	回/年	4	4	4
(2)強度行動障がい者を有する者への支援体制整備 【松本圏域】				
①支援ニーズの把握	-	実施	実施	実施
②支援体制の構築・強化	-	構築	強化	強化

■第6期の状況と確保策

松本圏域の地域生活支援拠点の整備は「面的整備型」で行われ、すでに体制整備が完了しています。第7期では、この体制の維持に努めます。

図表 47 第6期の実績

項目	単位	第6期実績			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
(1)地域生活支援拠点等の整備 【松本圏域】					
①地域生活支援拠点等の数	か所	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
②運用状況の検証及び検討の回数	回/年	計画	6	6	6
		実績	4	4	2

目標3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労への移行に関連する目標を以下の通り設定します。

第7期においては、福祉施設から一般就労への移行者数は各年1人とします。

図表 48 第7期目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)福祉施設から一般就労への移行者数	人	1	1	1
①就労移行支援から		1	1	1
②就労継続支援 A 型から		0	0	0
③就労継続支援 B 型から		0	0	0
④生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から		0	0	0
(2)福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合	%	100%	100%	0%

■第6期の状況と確保策

第6期では、就労移行支援事業利用者数の目標は達成する見込である一方で、福祉施設から一般就労への移行者数は未達となる見込です。近隣自治体と連携しながら民間企業等に対して雇用への理解を進め、一般就労の機会の拡大を図ります。

図表 49 第6期実績

項目	単位	第6期実績			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
(1)福祉施設から一般就労への移行者数	人	計画	0	2	2
		実績	0	1	2
(2)就労移行支援事業利用者数	人	計画	1	2	3
		実績	2	4	3

目標4 相談支援体制の充実・強化

本村と塩尻市、朝日村とで連携して運営する*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」における*相談支援体制の強化とサービス基盤の開発における目標を以下の通り設定します。

第7期においては、「ボイス」の主任相談支援専門員を増員し、地域の相談事業所への指導・助言等を強化します。また、3市村の*自立支援協議会において専門部会を開催し、地域のサービス基盤の開発・改善に努めます。

図表 50 第7期目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)基幹・総合相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化【塩尻・山形・朝日圏域】				
①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	20	20	20
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	10	10	10
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	34	34	34
④個別事例の支援内容の検証実施回数	回	10	10	10
⑤主任相談支援専門員の配置人数	人	1	2	2
(2)協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【塩尻・山形・朝日圏域】				
①相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	6	6	6
②参加事業者数・機関数	団体	39	39	39
③協議会の専門部会の設置数	部会	7	7	7
④協議会の専門部会の実施回数	会	26	26	26

■第6期の状況と確保策

地域の*相談支援体制として、長年にわたり松本圏域8市村で松本圏域障がい者総合相談支援センターを運営し、令和2（2020）年4月からは障がい者基幹相談支援センターを設置していましたが、令和5（2023）年4月からは塩尻・山形・朝日の3市村で*基幹・総合相談支援センターとして再編され、個別相談の対応のほか、地域内の相談体制の強化を行っています。本村としてもそれぞれの*相談支援が機能を十分に発揮できるよう連携を強化していきます。

図表 51 第6期中の相談支援センターの再編

センター名	事業内容（*相談支援の役割）
障がい者総合相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者・児等や家族、関係者等の相談窓口 障がい福祉サービスの利用支援 社会資源を活用するための支援 社会生活力を高めるための支援 *権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 等
障がい者基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 総合的専門的な相談の実施（地域生活支援拠点事業の調整等） 地域の*相談支援体制強化に向けての取組 地域移行・地域定着の促進の取組 *権利擁護・虐待防止及び意思決定支援の取組 *自立支援協議会の事務局機能 等

目標5 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための職員の資質向上等にかかる目標を以下の通り設定します。第7期においては、引き続き、県等が実施する研修への職員の参加等を行います。

図表 52 第7期目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	人	2	2	2
(2)障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の関係自治体及び事業者との共有	回/年	1	1	1

■第6期の状況と確保策

障がい福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が本当に必要とするサービスの提供を行うことが重要であることから、職員の研修等への参加と関係自治体との情報共有によって、サービスの質の向上に取り組んできました。

図表 53 第6期実績

項目	単位	—	第6期実績		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
(1)県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	人	計画	2	2	2
		実績	7	9	4
(2)障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有体制	-	計画	無	有	有
		実績	無	有	有
二村連絡会議での共有	回	計画	0	1	1
		実績	0	0	0

目標6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4（2022）年の精神保健福祉法の改正を受けて、国は、精神病床からの退院と地域生活移行を促進する目標を立てています。村では、松本圏域*自立支援協議会地域移行部会において、精神障がいにも対応した*地域包括ケアシステム構築の検討を行ってきました。しかし、松本圏域の*自立支援協議会が各市村の運営に移行したことに伴い、村独自の体制構築が必要となっていることから、下記の精神保健にかかる相談支援を担う人材の育成についての目標を設定し、村の体制の充実を図るとともに、他市村との新たな連携体制について検討を進めます。

図表 54 第7期目標

項目	単位	第7期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
精神保健福祉相談員の育成 ※研修を受講する保健師数	人	1	2	4

■第6期の状況と確保策

第6期期間中は、令和3（2021）年度まで松本圏域*自立支援協議会地域移行部会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、毎年度、協議を重ねてきましたが、令和4（2022）年度は各市町村の運営への移行により、体制が整備できておらず、実施できませんでした。

村独自では、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置は難しいため、保健師の精神保健に対する専門性を高めつつ、塩尻市・朝日村等との新たな圏域での実施体制について検討していきます。

図表 55 第6期実績

項目	単位		第6期実績		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 【松本圏域】	-	計画	設置	—	廃止
		実績	設置	未実施	未実施

【第3期障害児福祉計画】

目標7 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児が健やかに育ち、また適切な医療等の支援が受けられるよう、障がい児支援に関わる体制の構築等についての目標を以下の通り設定します。

第3期においては、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの確保等を推進します。

図表 56 第3期目標

項目	単位	第3期目標		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
(1)障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 【松本圏域】				
児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所、療育コーディネーター等による保育所や教育機関への助言、連携した支援体制	-	構築	強化	強化
(2)医療的ケア児コーディネーターの配置人数 【村】				
配置人数	人	1	1	1

■第2期の状況と確保策

児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制及び主に重症心身障がい児を支援する事業所については、圏域で整備済です。第3期においても、近隣市村との連携を進めます。

図表 57 第2期実績

項目		第2期実績
		令和3(2021)～ 令和5(2023)年度
(1)児童発達支援センターの設置	【松本圏域】	整備済
(2)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	【松本圏域】	構築済
(3)主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	【松本圏域】	確保済
(4)医療的ケア児支援のための協議の場の設置	【松本圏域】	設置済

第3節 サービス量の見込量と確保の方策

本節では、*障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービス・障がい児を対象としたサービス、*地域生活支援事業の見込量を設定します。これらのサービス・事業により、第2節で定めた成果目標の達成を目指すとともに、村の障がい者・障がい児が自立した日常生活を送ることができる支援を行います、

1. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの体系

村が提供する障害（児）福祉サービス等の体系は下表の通りです。

図表 58 障がい福祉サービス一覧

サービスの区分		サービス名
障がい福祉サービス	(1)訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
	(2)日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所（福祉型、医療型） ・療養介護 ・生活介護
	(3)施設系・居住支援系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所援助 ・自立生活援助 ・共同生活援助
	(4)訓練系・就労支援系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・就労選択支援 ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型、B型） ・就労定着支援
	(5)相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
障がい児福祉サービス	(6)障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援
	(7)障害児入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援
	(8)障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援

各障がい（児）福祉サービスの内容は、巻末の資料編「障がい福祉サービスの内容」（P.64～65）をご参照ください。

(1) 訪問系サービス

■第6期の実績と第7期の見込量の考え方

第6期では、居宅介護の利用は計画値より少なく、行動援護はほぼ計画通りに推移しました。

第7期の利用見込については、現在の利用者が介護保険への移行等で減少することに加え、社会復帰を目指す若年層の相談が増えていることを鑑み、居宅介護の見込を現行計画値の約半分とします。行動援護及び第6期にて利用のなかったサービスについては、大きく変更はありません。

■サービス見込量の確保策

- ・居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・利用見込のないサービスについても、対象者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 59 第6期の実績と第7期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第6期実績				第7期見込量		
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度※	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	時間	計画値	110	120	130	60	65	70
		実績値	106	96	49			
	人	計画値	11	12	13	9	10	11
		実績値	11	10	7			
重度訪問介護	時間	計画値	0	0	0	60	60	60
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0			
同行援護	時間	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
行動援護	時間	計画値	100	100	100	103	103	103
		実績値	97	96	110			
	人	計画値	1	1	1	2	2	2
		実績値	1	1	1			
重度障害者等 包括支援	時間	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			

※：本節における令和5（2023）年度の実績は、令和4（2022）年4月～令和5（2023）年1月までの平均値

(2) 日中活動系サービス

■第6期の実績と第7期の見込量の考え方

第6期では、*短期入所（福祉型）は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく利用が少なく、療養介護及び生活介護は概ね計画通りに推移しました。

第7期の利用見込については、新型コロナウイルス感染症の収束によるニーズの回復を想定し、*短期入所（福祉型）・生活介護の利用量の増加を、療養介護は現行並みの利用を見込みます。

■サービス見込量の確保策

- ・*短期入所（福祉型）、療養介護、生活介護については、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・利用見込のない*短期入所（医療型）についても、対象者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 60 第6期の実績と第7期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第6期実績				第7期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
短期入所 (福祉型)	人日分	計画値	40	40	40	40	40	40	
		実績値	17	5	6				
	人	計画値	5	5	5	5	5	5	
		実績値	2	1	2				
	うち重度障がい者用の利用	人	計画値				0	0	0
			実績値		0	0			
短期入所 (医療型)	人日分	計画値	0	0	0	0	0	0	
		実績値	0	0	0				
	人	計画値	0	0	0	0	0	0	
		実績値	0	0	0				
	うち重度障がい者用の利用	人	計画値				0	0	0
			実績値		0	0			
療養介護	人	計画値	1	1	1	1	1	1	
		実績値	1	2	1				
生活介護	人日分	計画値	470	480	480	520	520	520	
		実績値	445	458	499				
	人	計画値	22	22	22	26	26	26	
		実績値	21	22	24				
	うち重度障がい者用の利用	人	計画値				7	7	7
			実績値	0	0	0			

(3) 施設系・居宅支援系サービス

■第6期の実績と第7期の見込量の考え方

第6期では、全般に計画値よりやや低い利用状況になりました。

第7期の利用見込については、自立生活援助の利用が見込めないことから見込を0人/月としています。共同生活援助は、令和6（2024）年度は現行水準並みの16人/月、翌年度からは1人/月の増加を見込みます。施設入所支援は、現行水準並みの10人/月としますが、第7期では1人が地域移行することを目標とするため、令和8（2026）年度に9人/月としました。

■サービス見込量の確保策

- ・共同生活援助、施設入所支援については、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・自立生活援助については、対象者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 61 第6期の実績と第7期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第6期実績			第7期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立生活援助	人	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
うち精神障がい者用の利用	人	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
共同生活援助	人	計画値	17	18	18	16	17	17
		実績値	16	16	16			
うち日中サービス支援型共同生活援助	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
うち精神障がい者用の利用	人	計画値	4	5	5	3	3	3
		実績値	3	3	3			
うち重度障がい者用の利用	人	計画値				2	2	2
		実績値		0	0			
施設入所支援	人	計画値	10	10	10	10	10	9
		実績値	10	10	11			

(4) 訓練系・就労支援系サービス

■第6期の実績と第7期の見込量の考え方

第6期では、就労移行支援の実績は令和4（2022）年度には計画を大きく上回ったものの、令和5（2023）年度は計画をやや下回りました。また、就労継続支援（A型）の利用は徐々に増加した一方で、就労継続支援（B型）の利用は計画を大きく下回りました。

第7期の利用見込については、自立訓練（生活訓練）は、直近の実績から1人/月の利用を見込みます。新設する就労選択支援については、令和8（2026）年度に3人/月の利用を見込み、各種就労支援へ切れ目なくつなげます。就労継続支援（A型）は、利用者数の増加を見込みます。就労定着支援については、現行水準と同等の1人/月を見込みます。

■サービス見込量の確保策

- ・就労については、関係機関と連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むように基盤整備に努めます。
- ・サービスを見込む訓練系・就労支援については、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・自立訓練（機能訓練）については、対象者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 62 第6期の実績と第7期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第6期実績			第7期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立訓練 (機能訓練)	人日分	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	人日分	計画値	0	0	0	22	22	22
		実績値	0	5	0			
	人	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0			
うち精神障がい 者用の利用	人	計画値				1	1	1
		実績値		0	0			
就労選択支援	人	計画値				0	1	3
就労移行支援	人日分	計画値	22	44	66	66	66	66
		実績値	48	87	48			
	人	計画値	1	2	3	3	3	3
		実績値	2	4	3			
就労継続支援 (A型)	人日分	計画値	66	66	66	110	110	110
		実績値	44	55	64			
	人	計画値	3	3	3	5	5	5
		実績値	3	3	4			
就労継続支援 (B型)	人日分	計画値	380	400	415	360	360	360
		実績値	383	311	291			
	人	計画値	22	23	24	20	20	20
		実績値	21	19	18			
就労定着支援	人	計画値	0	0	0	1	2	1
		実績値	0	1	1			

(5) 相談支援

■第6期の実績と第7期の目標値の考え方

第6期では、計画相談支援の実績が計画値を上回り、その他の事業については、利用がない状況でした。

第7期の利用見込については、計画相談支援は、22～23人/月の利用を見込みます。地域移行支援、地域定着支援については、引き続き見込量としては0人/月とします。

■サービス見込量の確保策

- ・計画相談支援については、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、利用者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 63 第6期の実績と第7期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第6期実績			第7期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人	計画値	16	17	17	22	22	23
		実績値	19	20	19			
地域移行支援	人	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0			
うち精神障がい者用の利用	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
地域定着支援	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
うち精神障がい者用の利用	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			

(6) 障害児通所支援

■第2期の実績と第3期の見込量の考え方

第2期では、児童発達支援の延べ利用日数は令和4（2022）年度までは見込をやや下回ったものの、令和5（2023）年度は計画を上回る利用がありました。放課後等デイサービスについては、利用者数は見込を下回ったものの、利用日数が見込を上回りました。

第3期は、放課後等デイサービスは、新型コロナウイルス感染症の収束によるニーズの回復を想定し、利用者数と利用日数の見込を増加させます。児童発達支援は実績と現状を鑑み5～6人/月、保育所等訪問支援は1名/月の利用を見込みます。

■サービス見込量の確保策

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、関係機関との連携を図りつつ見込量の確保に努めます。
- ・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用者の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関や松本圏域での利用につなげます。

図表 64 第2期の実績と第3期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第2期実績			第3期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人日分	計画値	15	15	15	23	23	28
		実績値	14	11	42			
	人	計画値	3	3	3	5	5	6
		実績値	3	4	9			
医療型児童発達支援	人日分	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
放課後等デイサービス	人日分	計画値	120	120	120	185	185	194
		実績値	137	155	180			
	人	計画値	20	20	20	22	22	23
		実績値	16	17	20			
居宅訪問型児童発達支援	人日分	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
保育所等訪問支援	人日分	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	1	0	0			
	人	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	1	0	0			

(7) 障害児入所支援

■第2期の実績と第3期の見込量の考え方

第2期では、医療型障害児入所支援において、当初計画していなかったものの、1人/月の利用実績がありました。

第3期においても、医療型障害児入所支援は1人/月を見込みます。

■サービス見込量の確保策

- ・障害児入所支援は福祉型、医療型ともに長野県が支給決定事務を行っています。村と県で連携を図りながら利用者の支援を行います。

図表 65 第2期の実績と第3期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	—	第2期実績			第3期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
福祉型障害児入所支援	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
医療型障害児入所支援	人	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	1	1	1			

(8) 障害児相談支援

■第2期の実績と、第3期の見込量の考え方

第2期計画期間中は、計画値をやや上回る利用がありました。

第3期においては、相談件数が増えていることから10人/月を見込みます。

■サービス見込量の確保策

- ・関係機関との連携を図り、見込量の確保に努めます。

図表 66 第2期の実績と第3期の見込量（1か月あたり）

サービスの種類	単位	第2期実績			第3期見込量			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児相談支援	人	計画値	5	6	7	10	10	10
		実績値	7	7	8			

2. 地域生活支援事業

* 地域生活支援事業には以下の必須事業と任意事業があります。各事業のサービスの内容や実績・見込量について、次頁より記載します。

図表 67 地域生活支援事業の一覧

サービスの区分	サービス名
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 移動支援事業 (9) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日常生活支援 ①訪問入浴サービス事業 ②日中一時支援事業 ③生活サポート事業 (2) 社会参加 ①社会活動促進事業 ②生活支援事業 (3) 就業・就労支援 ①更生訓練費給付事業及び施設入所者就職支度金給付事業

各地域生活支援事業の内容は、巻末の資料編「障がい福祉サービスの内容」(P. 66) をご参照ください。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

村民や企業の理解を促すため、広報等を通じた啓発を実施しており、今後も継続していきます。

(2) 自発的活動支援事業

現在は、行政が主体となり精神障がい者が互いの悩みを共有する場や孤立を予防する場を設けています。今後は、障がい者やその家族が自主的に行う活動や交流会への補助を検討します。

(3) 相談支援事業

3市村の連携による*障がい者基幹・総合相談支援センター「ボイス」が設置されており、引き続き、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、事業所に対する助言や困難事例への対応等を行いながら、基盤整備を進めていきます。また、住宅入居等支援事業についても継続して実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

第6期には、本制度の利用がありませんでしたが、第7期では、1人の利用者を見込みます。*成年後見制度の周知を進めるとともに、*成年後見支援センター「かけはし」と連携した制度の利用支援を行います。

図表 68 第6期実績と第7期見込

サービスの種類	単位	第6期実績				第7期見込		
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度※	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度 利用支援事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			

※令和5（2023）年度の実績は、2月末時点における、3月末の見込値

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

*成年後見支援センター「かけはし」において、成年後見人の確保と支援を実施しています。引き続き、「かけはし」との連携に努め、後見人の人材確保を進めます。

(6) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

第6期では、手話通訳者・*要約筆記者派遣事業については、計画を上回る利用がありました。第7期では松本圏域の関係機関と連携し、同規模程度で派遣事業を進めます。

役場での手話通訳者確保、手話奉仕員養成研修については、本村の規模での実施が難しいため、コミュニケーションツールの導入と圏域の関係機関との連携により対応できる体制の構築を図ります。

図表 69 第6期実績と第7期見込

サービスの種類	単位	第6期実績				第7期見込		
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	人	計画値	5	5	5	6	6	6
		実績値	10	8	5			

(7) 日常生活用具給付等事業

第6期では、排泄管理支援用具について計画を上回る利用があり、第7期は、実績を踏まえ見込量を増加させました。その他のサービスについても、引き続き、制度の周知を行い、必要に応じて給付できる体制を整えます。

図表 70 第6期実績と第7期見込

サービスの種類	単位	第6期実績				第7期見込		
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・ 訓練支援用具	人	計画値	2	2	2	0	0	0
		実績値	0	0	0			
自立生活 支援用具	人	計画値	4	4	4	0	0	1
		実績値	0	0	1			
在宅療養等 支援用具	人	計画値	4	4	4	0	1	0
		実績値	2	1	3			
情報・意思 疎通支援用具	人	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	1			
排泄管理 支援用具	人	計画値	75	80	85	100	100	100
		実績値	83	103	112			
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	人	計画値	2	2	2	0	1	0
		実績値	0	0	0			

(8) 移動支援事業

第6期期間中がコロナ禍だったこともあり、利用者、利用時間ともに計画を大きく下回りました。第7期では、同感染症が5類感染症へ移行し、ニーズが少しずつ回復すると見込んでいます。

図表 71 第6期実績と第7期見込

サービスの種類	単位	第6期実績			第7期見込			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	人	計画値	28	29	30	17	20	22
		実績値	23	13	13			
	時間	計画値	1,000	1,650	1,700	700	800	1,000
		実績値	1,003	593	537			

(9) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい福祉サービスでは対応できない余暇・創作等、柔軟な活動ができる拠点施設で、村内には設置がありません。第6期ではコロナ禍により外出機会が減ったこともあり、利用実績が計画を下回りました。利用ニーズの回復が難しいため、第7期では、令和4（2022）年度の実績と同等の数値を見込みます。

図表 72 第6期実績と第7期見込

サービスの種類	単位	第6期実績			第7期見込			
		—	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援センター (村外施設)	か所	計画値	4	4	4	3	3	4
		実績値	3	3	3			
	人	計画値	9	9	9	4	4	4
		実績値	3	4	9			

【任意事業】

(1) 日常生活支援

①訪問入浴サービス事業

ヘルパーの訪問により居宅における入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を支援します

②日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業を実施します。

③生活サポート事業

介護給付の支給決定がなされなかった場合でも、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする事業を実施します。

(2) 社会参加支援

①社会活動促進事業

障害者自動車運転免許取得費助成事業と、障害者用自動車改造費助成事業により、社会活動への参加を促進します。

障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。障害者用自動車改造費助成事業は、障がい者自らが運転できるように自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

②生活支援事業

生活訓練事業と本人活動支援事業があります。

生活訓練事業は、障害者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。本人活動支援事業は障害者等が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援することにより、生活の質的向上と社会復帰を促進します。

(3) 就業・就労支援

①更生訓練費給付事業及び施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び施設に入所している人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

資料編

1.用語解説

用語		解説
あ 行	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
か 行	虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援等に対応する相談窓口で、都道府県と各市町村に設置されている。
	共生型サービス	「障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて（特に中山間地域等）、限られた福祉人材を有効活用する」という観点から新たに規定されたサービス。デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児者が共に利用できる。
	強度行動障がい	自分を傷つけたり、他の人やものを傷つける、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しをする等、本人と周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを指す。
	ケアマネジメント	障がい者自身の希望や日常生活を送る上での課題に対して生活の目標を明らかにし、地域にある様々な社会資源（公的なサービス・施設、地域での見守りや支援等）を適切に結びつけて、課題解決を図っていく援助方法のこと。
	権利擁護	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人に対して、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うことにより権利を擁護すること。
	高次脳機能障がい	頭のけがや脳の病気によって、脳の知的活動を司る機能が損傷を受けることにより、言語、思考、記憶等の機能に症状が現れ、日常生活や社会生活に制約が生じる障がいのこと。
	合理的配慮	障がいの有無にかかわらず、教育や就業等において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。障がい者と事業者や行政機関等が双方の建設的な対話により、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をとることが求められる。障がい者差別解消法の改正（令和3年）により、令和6年4月から義務化される。
	子育て支援センター 「すくすく」	0歳から就学前の子どもとその家族が、気軽に利用できる地域交流の場として、子どもたちの健やかな成長を応援し、支援する村の施設。

用語		解説
本 行	災害時住民支え合いマップ	災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図のこと。住民の支え合いによって要配慮者が無事に避難できる地域づくりを進めるための、要支援者の情報を地図に落とし込み、支援者と共有する作業を行う。
	自殺対策計画	厚生労働省のガイドラインに基づき、地域の自殺対策を推進するために市町村が策定する計画。当該地域の自殺の傾向を分析し、部門を超えて連携し、対策を推進するもの。
	障がい者基幹・総合相談支援センター	障がい者や家族、支援者等からの相談を専門スタッフが受けつける相談支援体制であり、本村は、朝日村・塩尻市と共同でセンター「ボイス」を設置している。「ボイス」には、基幹相談支援センターと総合相談支援センターが併設されている。
	障害者基本計画	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ推進するために内閣府が定期的に更新する計画。
	障害者雇用率制度	障がい者に対して、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。
	障害者差別解消法	障がいや理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする法律。
	障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とする法律。平成 25（2013）年 4 月の改正により、障害者総合支援法となった。
	障害者総合支援法	障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月に施行された。
	障害者優先調達推進法	障がい者の経済的な自立を促すため、国や自治体に対し、障がい者就労施設等へ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求める法律。行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。
自立支援協議会	自立支援法の施行により、障害保健福祉圏域における相談支援や障害者福祉に関する協議の場として設置された協議会。広域から各市村の運営に移行したことに伴い、村独自の体制構築が必要となっている。	

用語		解説
さ 行	成年後見支援センター 「かけはし」	松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村の支援を受け、松本市社会福祉協議会が設置・運営をしている。成年後見制度に関する相談や普及、啓発を行うほか、本人の財産状況や親族状況によって、松本市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受けることがある。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない成年者を保護するために、後見人等が本人の財産管理を行う制度。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。
	相談支援	障がい者の福祉に関する様々な問題について、本人や家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う。
た 行	短期入所	自宅で障がい者の介護を行っている人が病気の理由により一時的に介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護の提供を受ける。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担う。
	地域生活支援事業	障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。
	地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。
な 行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等、社会的に不利を背負う人々が当然に存在するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。
は 行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
	福祉バス	概ね 65 歳以上の方、心身に障がいを持っている方、その他交通弱者を対象に、公共機関や村内医療機関への交通手段として村が運行するバス。平日運行で、運賃は無料。
	福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
や 行	要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者等を対象とする。

2. 障がい福祉サービスの内容

障害者総合支援法のサービス内容

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴や排せつ、食事などの介助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が外出する際に、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行う。
日中活動系サービス	短期入所(再掲) (福祉型・医療型)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行う。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の訓練等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
施設系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練系・就労支援系サービス	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 A 型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 B 型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

障害者総合支援法のサービス内容（続き）

サービス名		サービス内容
相談支援	計画相談支援（サービス利用支援）	サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成する。支給決定後、事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成する。
	計画相談支援（継続サービス利用支援）	サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)をします・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨をする。
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業者と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

児童福祉法のサービス内容

サービス名		サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
	放課後等 デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適当のための専門的な支援などを行う。
障害児入居支援	福祉型 障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型 障害児入所支援	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児相談支援		障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児支援利用計画案の作成や、通所支援開始後に、利用計画が適切であるかどうかのモニタリングと見直し等の援助を行う。

地域生活支援事業のサービス（必須事業）

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民向けに障害者等の理解を深めるため研修・啓発を実施する。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者本人やその家族、地域住民向けに災害対策や社会活動支援を実施する。
相談支援事業（再掲）	障がい者の福祉に関する様々な問題について、本人や家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保のため、法人貢献実施団体等向けの研修や組織体制の構築を実施する。
意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、障がい者等とその他の者との意思疎通の円滑化を図る。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または貸与する。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援する。
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

地域生活支援事業のサービス（任意事業）（再掲）

サービス名	サービス内容	
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	ヘルパーの訪問により居宅における入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を支援する。
	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業を実施する。
	生活サポート事業	介護給付の支給決定がなされなかった場合でも、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする事業を実施する。
社会参加	社会活動促進事業	障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する障害者自動車運転免許取得費助成事業と、障がい者自らが運転できるように自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成する障害者用自動車改造費助成事業を実施する。
	生活支援事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行う生活訓練事業と、障がい者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する本人活動支援事業を実施する。
就労支援・就業	更正校正訓練費給付事業及び施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び施設に入所している人に、更生訓練費を支給する。

3. 山形村障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 山形村における障害児者に対する福祉の推進や、地域生活の支援、在宅での住みよい環境づくりのための障害者計画等の策定及び見直しをすることを目的とする。

(策定委員会の名称)

第2条 この会は、山形村障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称し、保健福祉課が所管する。

(委員の任務)

第3条 策定委員会委員の任務は、山形村障害者計画、山形村障害福祉計画、山形村障害児福祉計画の策定、見直しを行い、障害児者に関する福祉施策の総合的な計画策定を行なう。

(委員会の構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱するものとする。

教育委員

身体障害者福祉協会正副会長 知的障害者育成会正副会長

民生児童委員（会長、障害者福祉部正副部長）

ボランティアセンター

社会福祉協議会（理事） 障害者総合相談支援センター

その他村長が必要と認める者

(委員会の任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、障害者計画の策定に要する期間とする。

2 前項に定める期間は村長が別に定め、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者残任期間とする。

(役員)

第6条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名をおき委員が互選する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が召集し委員長が議長となる。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 山形村障害者計画等策定委員会に関する規則は廃止する。

附 則

この告示は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

4. 山形村障害者計画等策定委員会名簿

所 属	氏 名	役 職
山形村教育委員	窪田 典子	
山形村知的障害者育成会	増澤 武志	会長
山形村民生児童委員協議会	相澤 信一	会長
山形村民生児童委員協議会 障害者福祉部	清水 明代	部会長
山形村民生児童委員協議会 障害者福祉部	田中 洋次郎	副部会長
山形村社会福祉協議会	田中 雄一郎	理事
障害者総合相談支援センター（ボイス）	田中 雅美	
村長が必要と認める者	笹川 恵子	
ボランティアセンター	藤岡 麻美	

5. 計画策定経過

期 日	内 容 等
令和5（2023）年8月22日 ～9月11日	「障がい者福祉に関するアンケート調査」の実施
令和5（2023）年11月9日	第1回山形村障害福祉計画策定委員会
令和6（2024）年1月25日	第2回山形村障害福祉計画策定委員会
令和6（2024）年2月	山形村障害者計画等（素案）に対する意見募集
令和6（2024）年2月28日	第3回山形村障害福祉計画策定委員会

山形村障がい者福祉プラン

山形村障害者計画

第7期山形村障害福祉計画・第3期山形村障害児福祉計画

～ お互いを理解し、共に支え合う 誰もが住みやすい やまがた ～

編集・発行：山形村保健福祉課

令和6年3月

長野県東筑摩郡山形村4520-1

電話：0263-97-2100